

官報

號外 昭和十二年三月二十七日

○第七十回 貴族院議事速記録第二十四號

帝國議會

回

昭和十二年三月二十六日(金曜日)午前十時

昭和十二年三月二十六日(金曜日)午前十時
二十二分開議

議事日程 第二十五號

昭和十二年三月二十六日

午前十時開議

第一 小運送業法案(政府提出、衆議院
送付)

第一讀會

第一 日本通運株式會社法案(政府提
出、衆議院送付)

第一讀會

第三 國民健康保險法案(政府提出、
衆議院送付)

第一讀會

第四 保健所法案(政府提出、衆議院
送付)

第一讀會

第五 結核豫防法中改正法律案(政府
提出、衆議院送付)

第一讀會

○副議長(伯爵松平賴壽君) 報告ヲ致サセ
マス

(角倉書記官朗讀)

昨二十五日本院ニ於テ可決シタル左ノ政府
提案案ハ即日裁可ヲ奏請シ又可決ノ旨ヲ衆
議院ニ通知セリ

漁船保險法案
漁船再保險特別會計法案

同日衆議院ヨリ左ノ政府提出案ヲ受領セリ
小運送業法案

日本通運株式會社法案

國民健康保險法案

保健所法案

結核豫防法中改正法律案

森林火災國營保險法案

朝鮮事業公債法中改正法律案

朝鮮鐵道用品資金會計法中改正法律案

大正九年法律第五十六號中改正法律案

同日委員會ニ於テ當選シタル正副委員長ノ
氏名左ノ如シ

昭和十二年度一般會計歲出ノ財源ニ充ツ
ル爲公債發行ニ關スル法律案特別委員會

○副議長(伯爵松平賴壽君) 御異議ナイト
認メマス、伍山鐵道大臣

(左ノ送付文及法案へ朗讀ヲ經サ
ルモ參照ノ爲メ茲ニ載錄ス以下之
ニ倣フ)

議院法中改正法律案特別委員會

委員長 侯爵小村 捷治君

副委員長 堀切善次郎君

アルコール專賣法案特別委員會

○副議長(伯爵松平賴壽君) 御異議ナイト
認メマス、伍山鐵道大臣

(左ノ送付文及法案へ朗讀ヲ經サ
ルモ參照ノ爲メ茲ニ載錄ス以下之
ニ倣フ)

議院法中改正法律案特別委員會

委員長 伯爵黒田 長和君

副委員長 男爵梅小路定行君

第五條 主務大臣ハ小運送業者ヲシテ其
ノ事業ニ關シ報告ヲ爲サシメ又ハ部下
ノ官吏ヲシテ其ノ事業ノ狀況ヲ検査セ
シムルコトヲ得

第六條 小運送業者其ノ事業ノ全部又ハ
一部ヲ休止シ又ハ廢止セントスルトキ
ハ主務大臣ノ認可ヲ受クベシ

前項ノ官吏其ノ職務ヲ執行スル場合ニ
於テハ身分ヲ證明スペキ證票ヲ携帶ス
ベシ

第六條 小運送業者其ノ事業ノ全部又ハ
一部ヲ休止シ又ハ廢止セントスルトキ
ハ主務大臣ノ認可ヲ受クベシ

第七條 小運送業ノ讓渡又ハ小運送業ヲ
營ム會社ノ合併若ハ解散ノ決議若ハ總

社員ノ同意ヘ主務大臣ノ認可ヲ受クル
ニ非ザレバ其ノ效力ヲ生ゼズ

相續人ガ被相續人ノ小運送業ヲ承繼シ
タルトキハ相續人ヘ小運送業ノ免許ヲ
受ケタルモノト看做ス此ノ場合ニ於テ
ハ相續人ヘ遲滯ナク其ノ旨ヲ主務大臣

ニ届出ヅベシ

第八條 免許又ハ認可ニヘ條件ヲ附スル
コトヲ得

前項ノ條件ヘ公益上必要アルトキハ之
ヲ變更スルコトヲ得

第九條 小運送業者其ノ事業ニ關スル協
定ヲ爲シタルトキハ之ヲ主務大臣ニ届
出ヅベシ之ヲ變更又ハ廢止シタルトキ
亦同ジ

前項ノ協定ガ本法若ハ本法ニ基キテ發
スル命令ニ違反シタルトキ又ハ公益ヲ
害スル虞アルトキハ主務大臣ハ協定ノ
全部若ハ一部ヲ取消シ又ハ其ノ變更ヲ
命ズルコトヲ得

第十條 小運送業者ハ認可ヲ受ケタル運
賃及料金ヲ公示スベシ
小運送業者ハ何等ノ名義ヲ以テスルモ
小運送業ニ付テハ公示シタル運賃及料
金以外ノ報酬ヲ請求スルコトヲ得ズ但
シ特別ノ事由ニ因リテ爲シタル特別ノ
作業ニ付相當ノ報酬ヲ受クルハ此ノ限
ニ在ラズ

第十一條 鐵道營業法第十三條ノ三ノ規
定ヘ小運送業ニ之ヲ準用ス

第十二條 小運送業者左ノ各號ノ一ニ該

當スルトキヘ主務大臣ヘ免許ノ全部若
ハ一部ヲ取消シ又ハ事業ノ全部若ハ一
部ノ停止ヲ命ズルコトヲ得

一本法ニ基ク命令ニ違反シタルトキ
ニ依リ認可ヲ受ケテ爲スペキ事項ヲ
之ヲ受ケズシテ爲シタルトキ

二 免許又ハ認可ニ附シタル條件ニ違
反シタルトキ

三 事業ノ經營不確實又ハ資產狀態ノ
著シキ不良其ノ他ノ爲事業ヲ繼續ス
ルニ適セザルトキ

四 公益ヲ害スル行爲ヲ爲シタルトキ
五 第十條ノ規定ニ違反シ運賃及料金
ヲ公示セズ又ハ不當ノ報酬ヲ請求シ
タルトキ

六 第十條ノ規定ニ違反シ運賃及料金
ヲ公示セズ又ハ不當ノ報酬ヲ請求シ
タルトキ

七 第五條ノ規定ニ依ル検査ヲ拒ミ、
妨ゲ又ハ忌避シタルトキ

八 第十條ノ規定ニ違反シ運賃及料金
ヲ公示セズ又ハ不當ノ報酬ヲ請求シ
タルトキ

九 第十六條 小運送業者ハ其ノ代理人、戶
主、家族、雇人其ノ他ノ從業者ガ其ノ
業務ニ關シ本法ニ違反シタルトキハ自
己ノ指揮ニ出デザルノ故ヲ以テ其ノ處
罰ヲ免ルルコトヲ得ズ

本法ノ罰則ハ法人ニ在リテハ理事、取
締役其ノ他法人ノ業務ヲ執行スル役員
ニ、未成年者又ハ禁治產者ニ在リテハ
法定代理人ニ之ヲ適用ス但シ營業ニ關
シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年
者ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

第十三條 第三條乃至第五條、第八條乃
至第十條及前條ノ規定ハ運送品ノ荷
造、保管及仕分、保險契約ノ締結、代
金ノ取立、立替其ノ他小運送業ニ通常
附帶シテ爲ス業務ニ之ヲ準用ス

第十四條 免許ヲ受ケズシテ小運送業ヲ
營ミタル者ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス自
己ノ免許名義ヲ他人ニ利用セシメタル
者亦同ジ

第十五條 小運送業者左ノ各號ノ一ニ該

當スルトキハ三百圓以下ノ罰金又ハ科
料ニ處ス

- 一 一本法ニ基ク命令ニ違反シタルトキ
ニ依ル届出若ハ報告ヲ爲サズ又ハ虛
偽ノ届出若ハ報告ヲ爲シタルトキ
- 二 一本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令
之ヲ受ケズシテ爲シタルトキ
- 三 免許又ハ認可ニ附シタル條件ニ違
反シタルトキ
- 四 一本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令
ニ依ル免許取消ヲ爲サ
ントスルトキハ審查委員會ノ議ヲ經ルコト
ヲ要ス
- 五 第五條ノ規定ニ依ル検査ヲ拒ミ、
妨ゲ又ハ忌避シタルトキ
- 六 第十條ノ規定ニ違反シ運賃及料金
ヲ公示セズ又ハ不當ノ報酬ヲ請求シ
タルトキ
- 七 第十六條 小運送業者ハ其ノ代理人、戶
主、家族、雇人其ノ他ノ從業者ガ其ノ
業務ニ關シ本法ニ違反シタルトキハ自
己ノ指揮ニ出デザルノ故ヲ以テ其ノ處
罰ヲ免ルルコトヲ得ズ
- 八 本法公布ノ日以後ニ小運送業ヲ開始シタ
ル者ニシテ本法施行ノ際現ニ小運送業ヲ
營ムモノ又ハ其ノ承繼人ハ本法施行後三
月内ニ限り小運送業ヲ營ムコトヲ得此ノ
期間内ニ免許ノ申請ヲ爲ストキハ免許又
ハ免許ノ拒否ノ日迄亦同ジ

附 則

本法施行ノ期日ヘ勅令ヲ以テ之ヲ定ム
本法公布前小運送業ヲ開始シタル者又ハ

其ノ承繼人ニシテ本法施行ノ際現ニ小運
送業ヲ營ムモノ本法施行後三月内ニ主務
大臣ニ其ノ旨ノ届出ヲ爲ストキハ本法施

行ノ日ヨリ本法ニ依リ小運送業ノ免許ヲ
受ケタル者ト看做ス

本法公布ノ日以後ニ小運送業ヲ開始シタ
ル者ニシテ本法施行ノ際現ニ小運送業ヲ

營ムモノ又ハ其ノ承繼人ハ本法施行後三
月内ニ限り小運送業ヲ營ムコトヲ得此ノ
期間内ニ免許ノ申請ヲ爲ストキハ免許又

ハ免許ノ拒否ノ日迄亦同ジ

日本通運株式會社法案

右政府提出案本院ニ於テ修正議決セリ因
テ議院法第五十四條ニ依リ及送付候也

昭和十二年三月二十五日

衆議院議長 富田幸次郎
貴族院議長公爵近衛文麿殿

(小字及一ハ衆議院ノ修正ナリ)

日本通運株式會社法案

第一條 日本通運株式會社ハ小運送業ノ
健全ナル發達ヲ圖ル爲左ノ事業ヲ營ム

コトヲ目的トスル株式會社トス

一 小運送業者ノ取引ヨリ生ズル債權
債務ノ決済ニ關スル事業
二 貨物引換證ノ整理及保證ニ關スル
事業
三 小運送業ノ助長ニ必要ナル事業
四 小運送業及之ニ附帶スル事業
日本通運株式會社ハ小運送業又ハ之ニ
關聯スル事業ニ投資スルコトヲ得
第二條 日本通運株式會社ノ資本ハ三千
五百萬圓トス但シ政府ノ認可ヲ受ケ之
ヲ增加スルコトヲ得
第三條 日本通運株式會社ノ株式ハ記名
帝國法人ニシテ社員、株主若ハ業務ヲ
執行スル役員ノ半數以上、資本ノ半額
以上若ハ議決權ノ過半數ガ外國人若ハ
外國法人ニ屬セザルモノニ限リ之ヲ所
有スルコトヲ得
第四條 政府ハ日本通運株式會社ノ資本
ノ半額ヲ限り其ノ株式ノ引受ヲ爲スコ
トヲ得
前項ノ株式引受ニ因ル拂込金ハ帝國鐵
道會計ノ資本勘定ノ歲出トシ政府ガ該
引受ニ因リ取得シタル株式ハ同會計ノ
資本所屬物件トス
第一項ノ規定ニ依ル株式ノ株金拂込ハ
其ノ他ノ株式ノ株金拂込ト之ヲ異ニス
ルコトヲ得
第五條 日本通運株式會社ニ社長副社長
各一人、理事五人以上及監事二人以上
ヲ置ク

第六條 社長ハ日本通運株式會社ヲ代表
シ其ノ業務ヲ總理ス
副社長ハ社長事故アルトキハ其ノ職務
ヲ代理シ社長缺員ノトキハ其ノ職務ヲ
行フ
監事ハ日本通運株式會社ノ業務ヲ監査
副社長及理事ハ社長ヲ輔佐シ日本通運
株式會社ノ業務ヲ分掌ス
監事ハ日本通運株式會社ノ業務ヲ監査
副社長及理事ハ社長ヲ輔佐シ日本通運
株式會社ノ業務ヲ分掌ス
行フ
第七條 社長副社長、理事及監事ハ株主中ヨリ
社長及副社長ハ主務大臣之ヲ命
ジ其ノ任期ヲ五年トス
第三條 社長副社長及理事ノ任期ハ三年、監事ノ任
期ハ二年トス
式トシ政府、公共團體、帝國臣民又ハ
帝國法人ニシテ社員、株主若ハ業務ヲ
執行スル役員ノ半數以上、資本ノ半額
以上若ハ議決權ノ過半數ガ外國人若ハ
外國法人ニ屬セザルモノニ限リ之ヲ所
有スルコトヲ得
監事ハ主務大臣之ヲ命ジ其ノ任期ヲ三
年トス
第八條 日本通運株式會社ノ社長、副社
長及理事ハ他ノ職業ニ從事スルコトヲ
得ズ但シ主務大臣ノ認可ヲ受ケタルト
キハ此ノ限ニ在ラズ
第九條 日本通運株式會社ハ毎營業年度
ニ於ケル配當シ得ベキ利益金額ガ第四
條第一項ノ規定ニ依ル株式以外ノ株式
ノ拂込ミタル株金額ニ對シ年六分ノ割
合ニ達スル迄第四條第一項ノ規定ニ依
ル株式ニ對シ利益ノ配當ヲ爲スコトヲ
要セズ

第十條 主務大臣ハ日本通運株式會社ノ
業務ヲ監督ス
主務大臣ハ部下ノ官吏ヲシテ何時ニテ
モ日本通運株式會社ノ金庫、帳簿及諸
般ノ文書物件ヲ検査セシムルコトヲ得
第十一條 主務大臣ハ日本通運株式會社
ノ業務ニ關シ監督上必要ナル命令ヲ爲
スコトヲ得
第十二條 定款ノ變更、社債ノ募集、利
益金ノ處分、合併及解散ノ決議ハ主務
大臣ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ其ノ效
力ヲ生ゼズ
第十三條 日本通運株式會社其ノ事業ヲ
休止セントスルトキハ主務大臣ノ認可
ヲ受クベシ
第十四條 主務大臣ハ日本通運株式會社
ノ決議又ハ社長、副社長、理事若ハ監
事ノ行為ガ法令、法令ニ基ク命令若ハ
定款ニ違反シ又ハ公益ヲ害スト認ムル
トキハ其ノ議決ヲ取消シ又ハ社長、副
社長、理事若ハ監事ヲ解任スルコトヲ
得

第十五條 日本通運株式會社本法又ハ本
法ニ基ク命令ニ違反シタルトキハ社長
又ハ社長ノ職務ヲ行ヒ若ハ代理スル副
社長ヲ千圓以下ノ過料ニ處ス副社長又
ハ理事ノ分掌業務ニ係ルトキハ副社長
ノ規定ニ違反シタルトキハ二百圓以下
ノ過料ニ處ス
第十六條 社長、副社長又ハ理事第八條
ノ規定ニ違反シタルトキハ二百圓以下
ノ過料ニ處ス
第十七條 非訟事件手續法第二百六條乃
至第二百八條ノ規定ハ前二條ノ過料ニ
之ヲ準用ス
附 則
第十八條 本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行
付登記ヲ受クル場合ニ於テハ其ノ登錄
稅ノ額ハ左ノ額トス但シ登錄稅法ニ依
リ算出シタル稅額ガ左ノ額ヨリ少キト
キハ其ノ稅額ニ依ル
第十九條 日本通運株式會社左ノ事項ニ
付登記ヲ受クル場合ニ於テハ其ノ登錄
稅ノ額ハ左ノ額トス但シ登錄稅法ニ依
リ算出シタル稅額ガ左ノ額ヨリ少キト
キハ其ノ稅額ニ依ル
一 設立
金錢出資ニ依ル拂込株金額ノ千
分ノ五ト金錢以外ノ財產ノ出資
ニ依ル拂込株金額ノ千分ノ一ト
ノ合計額
二 設立ノ際ニ於ケル出資ノ目的タル不
動產又ハ船舶ニ關スル權利ノ取得
不動產又ハ船舶ノ價格ノ千分ノ三
北海道、府縣、市町村其ノ他ノ公共團
體ハ日本通運株式會社ニ對シ前項ニ規
定

定スル不動産又ハ船舶ニ關スル權利ノ
取得ニ關シ地方稅ヲ課スルコトヲ得ズ
第一十條 主務大臣へ設立委員ヲ命ジ日
本通株式會社ノ設立ニ關スル一切ノ
事務ヲ處理セシム

第二十一條 日本通株式會社ノ設立ニ
際シ金錢以外ノ財產ヲ出資ノ目的ト爲
ス者アル場合ニ於テハ設立委員ハ出資
ノ目的タル財產ノ價格ニ付評價委員會
ニ諮問スベシ

前項ノ評價委員會ニ關スル規程ハ勅令
ヲ以テ之ヲ定ム

第二十二條 設立委員ハ定款ヲ作成シ主
務大臣ノ認可ヲ受クベシ

前項ノ認可アリタルトキハ設立委員ハ
株式總數ヨリ政府ニ割當ツベキ株式及
前條ノ金錢以外ノ財產ノ出資ニ對シテ
割當ツベキ株式ヲ控除シタル殘餘ノ株
式ニ付株主ヲ募集スベシ

第二十三條 株式申込證ニヘ定款認可ノ
年月日並ニ商法第一百二十六條第二項第
二號、第四號及第五號ニ規定スル事項
ヲ記載スベシ

第二十四條 設立委員ハ株主ノ募集ヲ終
リタルトキハ株式申込證ヲ主務大臣ニ
提出シ其ノ検査ヲ受クベシ

第二十五條 設立委員ハ前條ノ検査ヲ受
ケタル後遲滞ナク各株式ニ付第一回ノ
拂込ヲ爲サシムベシ

前項ノ拂込アリタルトキハ設立委員ハ
遲滞ナク創立總會ヲ招集スベシ

○國務大臣（伍堂卓雄君）只今議題トナリ
マシタ小運送關係ニ法律案、提出ノ理由ヲ
申上ゲマス、小運送ハ國民經濟上極メテ重
要ナル意義ヲ有スルノデアリマスガ、現行
制度ノ下ニ於キマシテヘ、其ノ經營ヲ自由
ニ放任致シテアリマス結果、小運送業ノ堅
實ナル發達ヲ期待シ得ナイバカリデナク、
一般利用者ニ對シテモ尠カラザル不便、不
利ヲ與ヘテ居ル實情デアリマス、仍テ此ノ
改善シテ國利民福ニ寄與スルニハ、是非ト
モ此ノ兩法ノ實施ニ俟タネバナラヌコトト
信ズル次第デアリマスカラ、何卒御審議ノ
上御協賛ヲ賜ハラムコトヲ御願ヒ致シマス

○子爵池田政時君 今只議題ト相成リマシ
タ小運送業法案外一件ヘ重要法案デアリマ
スガ故ニ、其ノ特別委員ノ數ヲ十五名トシ、
其ノ指名ヲ議長ニ一任スルノ動議ヲ提出致
シマス

○子爵植村家治君 贊成

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○副議長（伯爵松平賴壽君） 池田子爵ノ動
議ニ御異議ハゴザイマセヌカ

（角倉書記官朗讀）

小運送業法案外一件特別委員

公爵鷹司 信輔君 侯爵久我 通顯君

創立總會ニ於テヘ第七條第一項ノ規定
ニ准シ社長、副社長、理事及監事ヲ選任スベシ
第二十六條 創立總會終結シタルトキハ
設立委員ハ其ノ事務ヲ日本通運株式會
社社長ニ引渡スベシ

〔國務大臣伍堂卓雄君演壇ニ登ル〕

○國務大臣（伍堂卓雄君） 只今議題トナリ
マシタ小運送關係ニ法律案、提出ノ理由ヲ
申上ゲマス、小運送ハ國民經濟上極メテ重
要ナル意義ヲ有スルノデアリマスガ、現行
制度ノ下ニ於キマシテヘ、其ノ經營ヲ自由
ニ放任致シテアリマス結果、小運送業ノ堅
實ナル發達ヲ期待シ得ナイバカリデナク、
一般利用者ニ對シテモ専カラザル不便、不
利ヲ與ヘテ居ル實情デアリマス、仍テ此ノ
改善シテ國利民福ニ寄與スルニハ、是非ト
モ此ノ兩法ノ實施ニ俟タネバナラヌコトト
信ズル次第デアリマスカラ、何卒御審議ノ
上御協賛ヲ賜ハラムコトヲ御願ヒ致シマス

○子爵池田政時君 今只議題ト相成リマシ
タ小運送業法案外一件ヘ重要法案デアリマ
スガ故ニ、其ノ特別委員ノ數ヲ十五名トシ、
其ノ指名ヲ議長ニ一任スルノ動議ヲ提出致
シマス

○副議長（伯爵松平賴壽君） 池田子爵ノ動
議ニ御異議ハゴザイマセヌカ

（角倉書記官朗讀）

小運送業法案外一件特別委員

公爵鷹司 信輔君 侯爵久我 通顯君

監督助長致シマシテ、統轄機能ノ完全ナル
運用ヲ圖リタイト存ズルノデアリマス、尙
小運送改善ノ問題ハ業界二十年來ノ懸案デ
アリマシテ、鐵道省ハ從來色々ノ方策ヲ講
ジマシタガ、何レモ徹底シタ成果ヲ收メル
ニ至ラズ、又帝國議會ニ於キマシテモ、此
ノ小運送改善ガ屢々問題ニナツクノハ御承
知ノ通リデアリマス、鐵道省ハ之ニ鑑ミ、
昨年朝野ノ權威者ヲ網羅シタ小運送制度調
査會ヲ設ケ、慎重審議ヲ御願シ、其ノ答申
ヲ得マシタノデ、之ニ基キ茲ニ兩法案ヲ提
出致シタ次第デアリマス、業界ヲ根本的ニ
改善シテ國利民福ニ寄與スルニハ、是非ト
モ此ノ兩法ノ實施ニ俟タネバナラヌコトト
信ズル次第デアリマスカラ、何卒御審議ノ
上御協賛ヲ賜ハラムコトヲ御願ヒ致シマス

○副議長（伯爵松平賴壽君） 日程第三、國
民健康保險法案、政府提出、衆議院送付、
第一讀會、内務大臣

○副議長（伯爵松平賴壽君） 日程第三、國
民健康保險法案、政府提出、衆議院送付、
第一讀會、内務大臣

右政府提出案本院ニ於テ修正議決セリ因
テ議院法第五十四條ニ依リ及送付候也
昭和十二年三月二十五日

貴族院議長公爵近衛文麿殿

衆議院議長 富田幸次郎

（小字及一ハ衆議院ノ修正ナリ）

國民健康保險法案

國民健康保險法

第一條 國民健康保險ハ相扶共濟ノ精神
ニ則リ疾病、負傷、分娩又ハ死亡ニ關シ保
險給付ヲ爲スヲ目的トスルモノトス

第二條 國民健康保險ハ國民健康保險組
合以下組合ト稱ス之ヲ行フ

第三條 保険料其ノ他本法ノ規定ニ依ル
徵收金ヲ徵收シ又ハ其ノ還付ヲ受クル
權利及保險給付ヲ受クル權利ヘ一年ヲ
經過シタルトキハ時效ニ因リテ消滅ス

伯爵副島 道正君 子爵今城 定政君
子爵新庄 直知君 子爵秋元 春朝君
男爵飯田精太郎君 男爵大藏 公望君
男爵加藤 成之君 遠藤 柳作君
青木 周三君 八田 嘉明君

前項ノ時效ノ中斷、停止其ノ他ノ事項
ニ關シテハ民法ノ時效ニ關スル規定ヲ
準用ス
組合ガ規約ノ定ムル所ニ依リテ爲ス保
險料其ノ他本法ノ規定ニ依ル徵收金ノ
徵收ノ告知ハ民法第百五十三條ノ規定
ニ拘ラズ時效中斷ノ效力ヲ有ス

第四條 國民健康保險ニ關スル書類ニハ
印紙稅ヲ課セズ

第五條 保險給付トシテ租稅其ノ他ノ公課ヲ
課セズ

第六條 保險給付ヲ受クル權利ハ之ヲ讓
渡シ又ハ差押フルコトヲ得ズ

第七條 組合若ハ組合ノ事業ヲ行フ法人
又ハ被保險者タリシ者ノ戸籍ニ關シ戸
籍事務ヲ管掌スル者又ハ其ノ代理者ニ
對シ無償ニテ證明ヲ求ムルコトヲ得

第八條 徵收金ヲ滯納スル者アル場合ニ於テ組
合ノ請求アルトキハ市町村ハ市町村稅
ノ例ニ依リ之ヲ處分ス此ノ場合ニ於テ
ハ組合ハ徵收金額ノ百分ノ四ヲ市町村
ニ交付スベシ

市町村ガ前項ノ請求ヲ受ケタル日ヨリ
三十日以内ニ其ノ處分ニ著手セズ又ハ
九十日以内ニ之ヲ結了セザルトキハ組
合ハ地方長官ノ認可ヲ受ケ之ヲ處分ス
ルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ町村制第百十
一條第一項及第四項ノ規定ヲ準用ス

第一項ニ規定スル徵收金ノ先取特權ノ
順位ハ市町村其ノ他之ニ準ズベキモノ
ノ徵收金ニ次ギ他ノ公課ニ先ツモノト
ス

第九條 營利ヲ目的トセザル社團法人ヘ
命令ノ定ムル所ニ依リ地方長官ノ許可
ヲ受ケ組合ノ事業ヲ行フコトヲ得

第十條 本法中地方長官トアルハ二以上
ノ道府縣ニ跨ル組合若ハ組合ノ事業ヲ
行フ法人又ハ國民健康保險組合聯合會
ニ付テハ之ヲ主務大臣トス

第十一條 本法中町村又ハ町村長トアル
ハ町村制ヲ施行セザル地ニ在リテハ之
ニ準ズベキモノトス

第二章 國民健康保險組合

第一節 總則

第十二條 組合ハ左ノ二種トス

一 普通國民健康保險組合

二 特別國民健康保險組合

組合ハ法人トス

第三組合ノ地區（特別國民健康保險組
合ニ在リテハ組合員ノ範圍）

四 組合員ノ加入及脫退ニ關スル事項

五 被保險者ノ資格ノ得喪ニ關スル事
項

六 其ノ他重要ナル事項

第十三條 普通國民健康保險組合ハ其ノ
地區内ノ世帶主ヲ組合員トシ、特別國
民健康保險組合ハ同一ノ事業又ハ同種
ノ業務ニ從事スル者ヲ組合員トシ之ヲ
組織ス

第十四條 組合ノ第一項但書ノ規定ニ依リ被保
險者タル資格ナキ者ハ組合員タルコト
アル者アル者アルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第十五條 組合ノ規約ニハ左ノ事項ヲ記
載スベシ

一 組合ノ名稱

二 事務所ノ所在地

三 組合ノ地區（特別國民健康保險組
合ニ在リテハ組合員ノ範圍）

四 組合員ノ加入及脫退ニ關スル事項

五 被保險者ノ資格ノ得喪ニ關スル事
項

六 其ノ他重要ナル事項

第十六條 普通國民健康保險組合ニ付其
ノ組合員タル資格ヲ有スル者ノ三分ノ
二以上組合員タル場合ニ於テ地方長官
必要アリト認メ其ノ組合ヲ指定シタル
トキハ組合員タル資格ヲ有スル者（特
別ノ事由アル者ニシテ命令ヲ以テ定ム
ルモノヲ除ク）ハ總テ組合員ト爲ルモ
ノトス

第十七條 組合ハ組合員及組合員ノ世帶
負傷ニ關シテハ療養ノ給付、分娩ニ關
シテハ助産ノ給付、死亡ニ關シテハ葬
祭ノ給付ヲ爲ス但シ特別ノ事由アル組
合ハ助産ノ給付又ハ葬祭ノ給付ヲ爲サ
ザルコトヲ得

第二十一條 組合ハ被保險者ノ疾病又ハ
負傷ニ關シテハ療養ノ給付、分娩ニ關
シテハ助産ノ給付、死亡ニ關シテハ葬
祭ノ給付ヲ爲ス但シ特別ノ事由アル組
合ハ助産ノ給付又ハ葬祭ノ給付ヲ爲サ
ザルコトヲ得

第二十二條 本法ニ規定スルモノノ外組合
ノ管理、財產ノ保管及利用方法其ノ他
組合ニ關シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ
之ヲ定ム

第二十三條 第二十一條 組合ハ被保險者ノ疾病又ハ
負傷ニ關シテハ療養ノ給付、分娩ニ關
シテハ助産ノ給付、死亡ニ關シテハ葬
祭ノ給付ヲ爲ス但シ特別ノ事由アル組
合ハ助産ノ給付又ハ葬祭ノ給付ヲ爲サ
ザルコトヲ得

組合ハ命令ノ定ムル所ニ依リ前項ノ給付ニ併セテ其ノ他ノ保険給付ヲ爲スコトヲ得

特別ノ事由アル組合ハ規約ノ定ムル所ニ依リ第一項ノ給付ニ代ヘテ療養費、助產費又ハ葬祭費ヲ支給スルコトト爲スコトヲ得

第二十二條 療養ノ給付、助產ノ給付又ハ葬祭ノ給付ヲ爲ス組合其ノ給付ヲ爲スコト困難ナル場合其ノ都度之ニ代ヘテ療養費、助產費又ハ葬祭費ヲ支給スルコトヲ得

第二十三條 組合ハ療養ノ給付ニ要スル費用ノ一部ヲ其ノ給付ヲ受クル者(給付ヲ受クル者組合員ニ非ザル場合ニ於テハ其ノ屬スル世帯ノ組合員)ヨリ微収スルコトヲ得

第二十四條 組合ハ被保險者ノ健康ヲ保持増進スル爲左ノ施設ヲ爲スコトヲ得
一 疾病又ハ負傷ノ豫防ニ關スル施設
二 健康診斷ニ關スル施設
三 保養ニ關スル施設
四 其ノ他健康ノ保持増進ニ關スル施設

第二十五條 組合ハ其ノ事業ニ要スル費用ニ充ツル爲組合員ヨリ保険料ヲ徵收ス
組合ハ特別ノ事由アル者ニ對シ保険料

ヲ減免シ又ハ其ノ徵收ヲ猶豫スルコトヲ得

第二十六條 組合ハ命令ノ定ムル所ニ依リ定期間保険給付ヲ受クル者ナカリシ世帯ノ組合員(組合員ノミヲ被保險者トスル組合ニ在リテハ保険給付ヲ受ケザリシ組合員)ニ對シ其ノ期間ノ保險料ノ一部ヲ拂戻スコトヲ得

第二十七條 保険給付ノ種類範圍支給期間及支給額、保険料ノ額徴收方法及減免其ノ他保険給付及保険料ニ關シ必要ナル事項ハ規約ヲ以テ之ヲ定ムベシ

第三節 管理

第二十八條 組合ニ組合會ヲ置ク

組合會ハ組合會議長及組合會議員ヲ以テ之ヲ組織ス

組合會議長ハ理事長ヲ以テ之ニ充ツ理事長故障アルトキハ其ノ代理者議長ノ職務ヲ行フ

組合會議員ハ組合員ニ於テ之ヲ互選ス

第二十九條 組合會ノ議決スベキ事項左ノ如シ

一 収入支出ノ豫算
二 事業報告及決算

三 収入支出ノ豫算ヲ以テ定ムルモノノ外新ナル義務ノ負擔又ハ權利ノ抛弃

四 準備金其ノ他重要ナル財産ノ處分

五 組合債

六 規約變更
七 其ノ他重要ナル事項

前項第一號及第四號乃至第六號ニ掲ぐル事項ノ決議ハ地方長官ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ其ノ效力ヲ生ゼズ

第三十條 組合會ハ組合ノ事務ニ關スル書類ヲ檢閱シ、理事ノ報告ヲ請求シ又ハ

事務ノ管理、議決ノ執行及出納ヲ検査スルコトヲ得

第三十一條 組合ニ理事數人ヲ置ク
理事ハ組合會ニ於テ組合員ヲ選舉シ前項ノ組合會ノ權限ニ屬スル事項ヲ行ハシムルコトヲ得

第三十二條 組合ハ規約ノ定ムル所ニ依リ理事長及理事以外ノ役員ヲ置クコトヲ得

第三十三條 前二條ノ規定ニ依リ處置クコトヲ妨げズ此ノ場合ニ於テハ其ノ選任ニ付地方長官ノ認可ヲ受クベシ

ノ事由ナキ限り前項ノ規定ニ拘ラズ理事長ハ其ノ委任ヲ受ケタル吏員ヲ加フルモノトス

第三十四條 組合會成立シタル組合ニ於テ之ヲ分割、合併又ハ解散ヲ爲サントスルトキハ組合會ニ於テ之ヲ議決シ地方長官ノ認可ヲ受クベシ

第三十五條 前二條ノ規定ニ依リ理事長ハ理事ニ於テ之ヲ互選ス但シ前

條第三項ノ規定ニ依ル理事アルトキハ特別ノ事由ナキ限り之ニ付選任ス

理事長ハ組合ヲ代表ス

第三十六條 組合ハ規約ノ定ムル所ニ依リ理事長及理事以外ノ役員ヲ置クコトヲ得

第三十七條 組合會成立シタル組合ニ於テ之ヲ分割、合併又ハ解散ヲ爲サントスルトキハ組合會ニ於テ之ヲ議決シ地方長官ノ認可ヲ受クベシ

第三十八條 合併後存續スル組合又ハ合併ニ因リテ成立シタル組合ハ合併ニリテ消滅シタル組合ノ權利義務ヲ承繼スル組合ノ權利義務ノ一部ヲ承繼ス

分割ニ因リテ成立シタル組合又ハ分割ニリテ消滅シタル組合ノ權利義務ヲ承繼スル組合ノ權利義務ノ一部ヲ承繼ス
前項ノ規定ニ依リ承繼スル權利義務ノ限度ハ分割ノ議決ト共ニ之ヲ議決シ地方長官ノ認可ヲ受クベシ

第三十九條 組合ハ解散ノ後ト雖モ清算ノ目的ノ範圍内ニ於テハ仍存續スルモノト看做ス

二 組合聯合會ノ名稱
三 事務所ノ所在地

四 加入及脱退ニ關スル事項
五 經費ノ分賦ニ關スル事項
六 其ノ他重要ナル事項

算人ト爲ル
前項ノ規定ニ依リテ清算人タル者ナキトキハ地方長官清算人ヲ選任ス清算人缺ケタルトキ亦同ジ

清算人ハ組合ヲ代表シ清算ヲ爲スニ必要ナル一切ノ行爲ヲ爲ス權限ヲ有ス

清算方法及財産處分ニ付テハ地方長官ノ認可ヲ受クベシ
地方長官必要アリト認ムルトキハ清算方法及財產處分ノ變更ヲ命ジ又ハ清算人ヲ解任スルコトヲ得

第三章 國民健康保險組合聯合會
第四十一条 組合及組合ノ事業ヲ行フ法

人ハ共同シテ其ノ目的ヲ達スル爲國民健康保險組合聯合會(以下組合聯合會ト稱ス)ヲ設立スルコトヲ得

組合聯合會ハ法人トス
第四十二條 組合聯合會ヲ設立セントスルトキハ規約ヲ作リ地方長官ノ認可ヲ受クベシ
組合聯合會ハ設立ノ認可ヲ受ケタル時ニ成立ス

第四十三條 組合聯合會ノ規約ニハ左ノ事項ヲ記載スベシ

一 組合聯合會ノ目的及事業
二 二

ノ目的ノ範圍内ニ於テハ仍存續スルモノト看做ス
三十九條 組合解散シタルトキハ理事清

前項ノ場合ニ於テ其ノ職務ノ執行ニ要スル費用ハ組合若ハ組合ノ事業ヲ行フ法人又ハ組合聯合會ノ負擔トス

四十八條 地方長官ハ組合若ハ組合ノ事業ヲ行フ法人又ハ組合聯合會ノ決議及理事ヲ置ク

四十四條 組合聯合會ニ總會、理事長及理事ヲ置ク

四十五條 本章ニ規定スルモノノ外組合聯合會ニ關シテハ第十八條乃至第二十

九條、第二十九條、第三十條、第三十一條、第三十二條乃至第三十三條乃至第三十九條ノ規定ヲ準用ス

第四章 監督及補助
第四十六條 主務大臣及地方長官ハ組合若ハ組合ノ事業ヲ行フ法人又ハ組合聯合會ニ對シ其ノ事業及財產ニ關シ報告ヲ爲サシメ、其ノ狀況ヲ検査シ、規約ノ變更ヲ命ジ其ノ他監督上必要ナル命令又ハ處分ヲ爲スコトヲ得

第四十七條 組合若ハ組合ノ事業ヲ行フ法人又ハ組合聯合會ノ役員ニ欠缺若ハ

故障アルトキ又ハ其ノ役員其ノ執行スベキ職務ヲ執行セザルトキハ地方長官ハ官吏又ハ其ノ他ノ者ヲ指定シテ其ノ

職務ヲ執行セシムルコトヲ得
第五十一條 組合若ハ組合ノ事業ヲ行フ法人又ハ組合聯合會ト醫師、齒科醫

師、藥劑師其ノ他ノ者又ハ其ノ團體トノ間ニ於ケル保険給付ニ關スル契約ニ關シ紛争ヲ生ジタルトキハ國民健康保險委員會ハ當事者ノ請求ニ依リ其ノ解決ニ付斡旋ヲ爲スコトヲ得

五十二條 國民健康保險委員會ノ組織、審查及斡旋ニ關シ必要ナル事項ハ

四十八條 地方長官ニ在リテハ内務大臣ニ訴願

四十九條 本章ニ規定スル審査ノ請求、訴ノ提起又ハ訴願若ハ行政訴訟ノ提起

五十四條 本章ニ規定スル審査ノ請求、訴ノ提起又ハ訴願若ハ行政訴訟ノ提起ハ處分又ハ決定ノ通知ヲ受ケタル日ヨリ三十日以内ニ之ヲ爲スベシ此ノ場合ニ於テ審査ノ請求ニ付テハ訴願法第八條第三項ノ規定ヲ、訴ノ提起ニ付テハ民事訴訟法第百五十八條第二項及第一百五十九條ノ規定ヲ準用ス

第五十五條 組合若ハ組合ノ事業ヲ行フ前項ノ審査ノ請求ハ時效ノ中斷ニ關シテハ裁判上ノ請求ト看做ス

第五十六條 組合若ハ組合ノ事業ヲ行フ法人又ハ組合聯合會第三十九條第五項又

第六章 罰則

ハ第四十六條ノ規定ニ依ル命令ニ違反シ又ヘ處分ヲ拒ミ若ヘ妨ゲタルトキハ其ノ役員又ヘ清算人ヲ百圓以下ノ過料ニ處ス

非訟事件手續法第二百六條乃至第二百八條ノ規定ハ前項ノ過料ニ之ヲ準用ス

附 則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム
醫療設備ノ利用ヲ目的トスル産業組合ニシテ昭和十二年三月三十一日ニ於テ現ニ醫療事業ヲ行フモノハ命令ノ定ムル所ニ依リ地方長官ノ許可ヲ受ケ組合ノ事業ヲ行フコトヲ得
第七條、第九條、第四十五條乃至第四十八條、第五十條及第五十四條ノ規定ハ前項ノ許可ヲ受ケタル産業組合ニ之ヲ準用ス但シ第第四十七條中解散ヲ命ズルコトヲ得トアルハ附則第二項ノ許可ヲ取消スコトヲ得トス
第十六條第一項ノ規定ノ適用ニ付テハ同項第二號中他ノ組合トアルハ他ノ組合又ハ附則第二項ノ許可ヲ受ケタル産業組合トシ、第四十條第一項ノ規定ノ適用ニ付テハ同項中組合トアルハ組合及附則第二項ノ許可ヲ受ケタル産業組合トス

〔國務大臣河原田稼吉君演壇ニ登ル〕

○國務大臣(河原田稼吉君) 國民健康保險法案ヲ提出スルニ當リマシテ、提案ノ理由ヲ御説明申上ゲマス、國民ノ健康ガ國力進展ノ原動力デアリマスコトハ申ス迄モナイコトデアリマシテ、其ノ保持増進ヲ圖リマスクトハ極メテ必要デアルト考ヘルノデアリマス、而シテ之ガ爲ニハ幾多ノ方法ガゴザイマセウガ、傷病ニ際シマシテ必要ナ

ル醫療ヲ受ケシメ、速カニ健康ノ回復ヲ圖リマスコトハ最モ肝要ナコトデアリマス、然ルニ醫療ヲ受ケルコトニ關シマシテ、第一ニ問題トナリマスノハ醫療費ノ負擔デアリマシテ、一度傷病ニ際會致シマスルヤ、一時ニ多額ノ出費ヲ要シマスコトハ、一般國民ニ取リマシテ誠ニ苦痛トスル所デアリマス、其ノ結果十分ナル醫療ヲ受ケルコトガ出來ナイト云フコトハ、國民保健及國民生活安定ノ見地カラ觀マシテ忽ニスベカラザル重大事ト考ヘルノデアリマス、殊ニ最近ニ於キマスル農山漁村居住民、都市中小商工業者等ノ疲弊ハ深刻ナルモノガアリマシテ、斯カル人々ニ取りマシテ醫療費ハ相當經濟の重壓トナッテ居ルノデアリマス、此ノ醫療費問題ヲ根本的ニ解決致シマスルニハ、共同ノ力ト平素ノ用意トニ依リマスル保険ノ組織ヲ以テ最良ノ策デアルト考ヘルノデアリマス、國民健康保險制度ノ案ヲ茲ニ作成致シマシテ、社會保險調查會ニ諮詢致シマシタル所、現下ノ社會情勢ニ照ラシマシテ必要ナル施設トシテ、滿場一致ヲ以テ可決セラレタノデアリマス、更ニ第六十九議會ニ於キマシテ、國民健康保險法制定ニ關スル建議ガアリマシテ、又昨年六月、社會事業調查會ニ於キマシテモ、本制定ノ速カナル施行ヲ要望セラレタノデアリマス、依ツテ政府ハ是等ノ建議及答申ニ基スコトハ極メテ必要デアルト考ヘルノデアリマス、而シテ之ガ爲ニハ幾多ノ方法ガゴザイマセウガ、傷病ニ際シマシテ必要ナ

則リマシテ國民健康保險組合ヲ設置セシメ、此ノ組合ヲシテ健康保險事業ヲ爲サシテ、國民健康保險組合ノ事業ヲ行フコトノ第九條ニアツタノデアリマスルガ、之ヲ昭和十二年三月三十一日ニ於テ現ニ醫療事業デアリマス、本組合ノ事業ト致シマシテハトシテ從來鄉土的團結ヲ有シテ居リマスルトシテ、一處に問題トナリマスノハ醫療費ノ負擔デアリマス、其ノ結果十分ナル醫療ヲ受ケルコトガ出來ナイト云フコトハ、國民保健及國民生活安定ノ見地カラ觀マシテ忽ニスベカラザル重大事ト考ヘルノデアリマス、殊ニ最近ニ於キマスル農山漁村居住民、都市中小商工業者等ノ疲弊ハ深刻ナルモノガアリマシテ、斯カル人々ニ取りマシテ醫療費ハ相當經濟の重壓トナッテ居ルノデアリマス、此ノ醫療費問題ヲ根本的ニ解決致シマスルニハ、共同ノ力ト平素ノ用意トニ依リマスル保険ノ組織ヲ以テ最良ノ策デアルト考ヘルノデアリマス、國民健康保險制度ノ案ヲ茲ニ作成致シマシテ、社會保險調查會ニ諮詢致シマシタル所、現下ノ社會情勢ニ照ラシマシテ必要ナル施設トシテ、滿場一致ヲ以テ可決セラレタノデアリマス、更ニ第六十九議會ニ於キマシテ、國民健康保險法制定ニ關スル建議ガアリマシテ、又昨年六月、社會事業調查會ニ於キマシテモ、本制定ノ速カナル施行ヲ要望セラレタノデアリマス、依ツテ政府ハ是等ノ建議及答申ニ基スコトハ極メテ必要デアルト考ヘルノデアリマス、而シテ之ガ爲ニハ幾多ノ方法ガゴザイマセウガ、傷病ニ際シマシテ必要ナ

則リマシテ國民健康保險組合ノ事業ヲ行フコトヲ得ル旨ノ所謂代行ニ關スル規定ガ、原案ノ第九條ニアツタノデアリマスルガ、之ヲ昭和十二年三月三十一日ニ於テ現ニ醫療事業ヲ行フ醫療利用組合ニ限定シ、其ノ旨ヲ附則ニ規定スルコトニ修正セラレタノデアリマス、修正ノ趣旨ハ、國民健康保險組合ヲ職業的組合ヲ組織スル途ヲモ開イテ居ルノデアリマス、本組合ノ事業ト致シマシテハトシテ從來鄉土的團結ヲ有シテ居リマスルトシテ、一處に問題トナリマスノハ醫療費ノ負擔デアリマス、其ノ結果十分ナル醫療ヲ受ケルコトガ出來ナイト云フコトハ、國民保健及國民生活安定ノ見地カラ觀マシテ忽ニスベカラザル重大事ト考ヘルノデアリマス、殊ニ最近ニ於キマスル農山漁村居住民、都市中小商工業者等ノ疲弊ハ深刻ナルモノガアリマシテ、斯カル人々ニ取りマシテ醫療費ハ相當經濟の重壓トナッテ居ルノデアリマス、此ノ醫療費問題ヲ根本的ニ解決致シマスルニハ、共同ノ力ト平素ノ用意トニ依リマスル保険ノ組織ヲ以テ最良ノ策デアルト考ヘルノデアリマス、國民健康保險制度ノ案ヲ茲ニ作成致シマシテ、社會保險調查會ニ諮詢致シマシタル所、現下ノ社會情勢ニ照ラシマシテ必要ナル施設トシテ、滿場一致ヲ以テ可決セラレタノデアリマス、更ニ第六十九議會ニ於キマシテ、國民健康保險法制定ニ關スル建議ガアリマシテ、又昨年六月、社會事業調查會ニ於キマシテモ、本制定ノ速カナル施行ヲ要望セラレタノデアリマス、依ツテ政府ハ是等ノ建議及答申ニ基スコトハ極メテ必要デアルト考ヘルノデアリマス、而シテ之ガ爲ニハ幾多ノ方法ガゴザイマセウガ、傷病ニ際シマシテ必要ナ

則リマシテ國民健康保險組合ノ事業ヲ行フコトヲ得ル旨ノ所謂代行ニ關スル規定ガ、原案ノ第九條ニアツタノデアリマスルガ、之ヲ昭和十二年三月三十一日ニ於テ現ニ醫療事業ヲ行フ醫療利用組合ニ限定シ、其ノ旨ヲ附則ニ規定スルコトニ修正セラレタノデアリマス、修正ノ趣旨ハ、國民健康保險組合ヲ職業的組合ヲ組織スル途ヲモ開イテ居ルノデアリマス、本組合ノ事業ト致シマシテハトシテ從來鄉土的團結ヲ有シテ居リマスルトシテ、一處に問題トナリマスノハ醫療費ノ負擔デアリマス、其ノ結果十分ナル醫療ヲ受ケルコトガ出來ナイト云フコトハ、國民保健及國民生活安定ノ見地カラ觀マシテ忽ニスベカラザル重大事ト考ヘルノデアリマス、殊ニ最近ニ於キマスル農山漁村居住民、都市中小商工業者等ノ疲弊ハ深刻ナルモノガアリマシテ、斯カル人々ニ取りマシテ醫療費ハ相當經濟の重壓トナッテ居ルノデアリマス、此ノ醫療費問題ヲ根本的ニ解決致シマスルニハ、共同ノ力ト平素ノ用意トニ依リマスル保険ノ組織ヲ以テ最良ノ策デアルト考ヘルノデアリマス、國民健康保險制度ノ案ヲ茲ニ作成致シマシテ、社會保險調查會ニ諮詢致シマシタル所、現下ノ社會情勢ニ照ラシマシテ必要ナル施設トシテ、滿場一致ヲ以テ可決セラレタノデアリマス、更ニ第六十九議會ニ於キマシテ、國民健康保險法制定ニ關スル建議ガアリマシテ、又昨年六月、社會事業調查會ニ於キマシテモ、本制定ノ速カナル施行ヲ要望セラレタノデアリマス、依ツテ政府ハ是等ノ建議及答申ニ基スコトハ極メテ必要デアルト考ヘルノデアリマス、而シテ之ガ爲ニハ幾多ノ方法ガゴザイマセウガ、傷病ニ際シマシテ必要ナ

〔土方寧君發言ノ許可ヲ求ム〕

○副議長(伯爵松平賴壽君) 質疑ノ通告ガゴザイマス、順次御許シヲ致シマス、金杉英五郎君

○金杉英五郎君 私ハ只今上程セラレマシタル國民健康保險法案ニ付キマシテ内務大臣ニ二三ノ質問ヲ試ミタイト思ヒマス、其前提トシテ二三ノ卑見ヲ申述ベマスルコ

トノ御許シヲ願ヒタイト存ジマス、私ハ元來社會立法中醫事衛生ニ關スルモノニ付テハ我國情、國民性ニ鑑ミテ尙早ナリトノ持論デアリマシテ、今回御提出ニ相成リマシタル國民健康保險法案ニ付テモ亦同様、果シテ急設ヲ要スルモノナルヤ否ヤヲ疑フ者デアリマスル、併シナガラ該案ハ既ニ衆議院ノ審議ヲ經テ本院ニ回付セラレタルモノナルヲ以テ、一ニハ衆議院ノ院議ヲ尊重スル意味ト、二ニハ會期切迫ノ折柄、徒ニ議論ヲ闘ヘシテ議事ヲ遷延シ審議未了ニ終ルガ如キ運命トナリマシテハ、折角醫療普及、國民生活ノ安定、社會平和ノ確保ヲ標榜シテ立案セラレタルモノヲ水泡ニ歸セシムルガ如キコトガアリマシテハ遺憾ト存ズルノデ、強ヒテ反對スルヤウナコトハ差控ヘマスルガ、唯此ノ機會ヲ利用致シマシテ第一、既往ニ實施セラレタル衛生保健ニ關スル各種ノ社會立法ガ果シテ豫期ノ效果ヲ收メ居ルヤ否ヤニ付テ申述べ、第二ニハ爲政家竝一般公衆ノ一部分ニハ開業醫師ヲ誤解若シクハ曲解スルコトナキカニシタイト存ジマスル、尙昨今ノ新聞紙上ニ付テ申述べ、第三ニ、國民健康保險立法ニ付テ質問ヲ試ミ、御腹藏ナキ御答辯ヲ煩ハシムトニ決シタ云々トアリマシタガ、少クモ私ハ醫師會ノ代表ノ立場ニ於テ演壇有馬伯爵ハ產業組合代表ノ立場ニ於テ質疑ヲ行フコトニ決シタ云々トアリマシタガ、少クモ私ハ醫師會ノ代表ノ立場ニ於テ演壇ニ起チタル者デナク、不肖ナガラ立法府ノ一員トシテ大處高處ヨリ公正中和ノ意思ヲ

以テ卑見ヲ申述べ、疑義ノ存スル所ヲ冰解セムトスルモノニ外ナラヌ次第デアリマスルト云フコトヲ豫メ申上ゲテ置キマス、率直ニ申シマスレバ我國現時ノ國情、國民性ヨリ察シマスルノニ「一般公衆方果シテ國民健保保險法ノ實施ヲ要求スルノ情勢ナリヤ否ヤト云フ點デアリマシテ、古人ガ不急ノスル意味ト、ニテ急設ヲ要スルモノナルヤ否ヤヲ疑フ者デアリマスル、併シナガラ該案ハ既ニ衆議院ノ審議ヲ經テ本院ニ回付セラレタルモノナルヲ以テ、一ニハ衆議院ノ院議ヲ尊重スル意味ト、二ニハ會期切迫ノ折柄、徒ニ議論ヲ闘ヘシテ議事ヲ遷延シ審議未了ニ終ルガ如キ運命トナリマシテハ、折角醫療普及、國民生活ノ安定、社會平和ノ確保ヲ標榜シテ立案セラレタルモノヲ水泡ニ歸セシムルガ如キコトガアリマシテハ遺憾ト存ズルノデ、強ヒテ反對スルヤウナコトハ差控ヘマスルガ、唯此ノ機會ヲ利用致シマシテ第一、既往ニ實施セラレタル衛生保健ニ關スル各種ノ社會立法ガ果シテ豫期ノ效果ヲ收メ居ルヤ否ヤニ付テ申述べ、第二ニハ爲政家竝一般公衆ノ一部分ニハ開業醫師ヲ誤解若シクハ曲解スルコトナキカニシタイト存ジマスル、尙昨今ノ新聞紙上ニ付テ申述べ、第三ニ、國民健康保險立法ニ付テ質問ヲ試ミ、御腹藏ナキ御答辯ヲ煩ハシムトニ決シタ云々トアリマシタガ、少クモ私ハ醫師會ノ代表ノ立場ニ於テ演壇ニ起チタル者デナク、不肖ナガラ立法府ノ一員トシテ大處高處ヨリ公正中和ノ意思ヲ

ガ七八回モ繼續サレ、而モ喧々囂々タリシ以テ卑見ヲ申述べ、疑義ノ存スル所ヲ冰解セムトスルモノニ外ナラヌ次第デアリマスルト云フコトヲ豫メ申上ゲテ置キマス、率直ニ申シマスレバ我國現時ノ國情、國民性ヨリ察シマスルノニ「一般公衆方果シテ國民健保保險法ノ實施ヲ要求スルノ情勢ナリヤ否ヤト云フ點デアリマシテ、古人ガ不急ノスル意味ト、ニテ急設ヲ要スルモノナルヤ否ヤヲ疑フ者デアリマスル、併シナガラ該案ハ既ニ衆議院ノ審議ヲ經テ本院ニ回付セラレタルモノナルヲ以テ、一ニハ衆議院ノ院議ヲ尊重スル意味ト、二ニハ會期切迫ノ折柄、徒ニ議論ヲ闘ヘシテ議事ヲ遷延シ審議未了ニ終ルガ如キ運命トナリマシテハ、折角醫療普及、國民生活ノ安定、社會平和ノ確保ヲ標榜シテ立案セラレタルモノヲ水泡ニ歸セシムルガ如キコトガアリマシテハ遺憾ト存ズルノデ、強ヒテ反對スルヤウナコトハ差控ヘマスルガ、唯此ノ機會ヲ利用致シマシテ第一、既往ニ實施セラレタル衛生保健ニ關スル各種ノ社會立法ガ果シテ豫期ノ效果ヲ收メ居ルヤ否ヤニ付テ申述べ、第二ニハ爲政家竝一般公衆ノ一部分ニハ開業醫師ヲ誤解若シクハ曲解スルコトナキカニシタイト存ジマスル、尙昨今ノ新聞紙上ニ付テ申述べ、第三ニ、國民健康保險立法ニ付テ質問ヲ試ミ、御腹藏ナキ御答辯ヲ煩ハシムトニ決シタ云々トアリマシタガ、少クモ私ハ醫師會ノ代表ノ立場ニ於テ演壇ニ起チタル者デナク、不肖ナガラ立法府ノ一員トシテ大處高處ヨリ公正中和ノ意思ヲ

以テ卑見ヲ申述べ、疑義ノ存スル所ヲ冰解セムトスルモノニ外ナラヌ次第デアリマスルト云フコトヲ豫メ申上ゲテ置キマス、率直ニ申シマスレバ我國現時ノ國情、國民性ヨリ察シマスルノニ「一般公衆方果シテ國民健保保險法ノ實施ヲ要求スルノ情勢ナリヤ否ヤト云フ點デアリマシテ、古人ガ不急ノスル意味ト、ニテ急設ヲ要スルモノナルヤ否ヤヲ疑フ者デアリマスル、併シナガラ該案ハ既ニ衆議院ノ審議ヲ經テ本院ニ回付セラレタルモノナルヲ以テ、一ニハ衆議院ノ院議ヲ尊重スル意味ト、二ニハ會期切迫ノ折柄、徒ニ議論ヲ闘ヘシテ議事ヲ遷延シ審議未了ニ終ルガ如キ運命トナリマシテハ、折角醫療普及、國民生活ノ安定、社會平和ノ確保ヲ標榜シテ立案セラレタルモノヲ水泡ニ歸セシムルガ如キコトガアリマシテハ遺憾ト存ズルノデ、強ヒテ反對スルヤウナコトハ差控ヘマスルガ、唯此ノ機會ヲ利用致シマシテ第一、既往ニ實施セラレタル衛生保健ニ關スル各種ノ社會立法ガ果シテ豫期ノ效果ヲ收メ居ルヤ否ヤニ付テ申述べ、第二ニハ爲政家竝一般公衆ノ一部分ニハ開業醫師ヲ誤解若シクハ曲解スルコトナキカニシタイト存ジマスル、尙昨今ノ新聞紙上ニ付テ申述べ、第三ニ、國民健康保險立法ニ付テ質問ヲ試ミ、御腹藏ナキ御答辯ヲ煩ハシムトニ決シタ云々トアリマシタガ、少クモ私ハ醫師會ノ代表ノ立場ニ於テ演壇ニ起チタル者デナク、不肖ナガラ立法府ノ一員トシテ大處高處ヨリ公正中和ノ意思ヲ

ドモ、我國ニテハ此ノ模倣行爲ダケハ早手廻シデアッタ、即チ尙早デアルト唱ヘタノデアリマス、何トナレバ現代ノ國民性ガ如何ニ輕佻浮薄ニ傾キツ、アルトハ申シナガラ、當時ノ醫師ニハマダ隣保相扶ノ觀念ガ十分ニ保持サレテ居リ、加之大部分ノ事業家及勞働者モ亦十分醫師ノ隣保相扶ノ觀念アルコトヲ認メテ居タカラズアリマス、ソレ故ニ若シ之ヲ實施スルコトニナレバ、勞働者即チ被保險者・事業家・醫師ノ三方面ニ各種ノ苦情ガ起ルデアラウ、即チ社會政策ノ押賣ニ驚クデアラウ、從ツテ其ノ圓滿ナル發達ヲ期待シ難キモノデアラウト言ツタノデアリマス、今ヤ該法實施後、既ニ七八年ヲ経過シタノデアルガ、果セル哉、勞働者中ニハ年來、相知レル醫師ノ恩情ニ依リ、微細ノ謝禮若シクハ施療ニテ一家ノ健康ヲ保持シ來レル者ガ、俄ニ健康保險法ナル差別待遇的治療機關内ニ片付ケラレ、何トナク肩身ガ狹イヤウナ感ジガアルトノ懇ヘヲ爲ス者ガ續出致シマシタ、事業家ハ該案實施後勞働者ガ溢リニ醫療ヲ受クルノ權利アルガ如ク考フル所ノ傾向トナツテ、些細ノコトニモ醫師ヲ訪ウテ治療致シマスル爲ニ、俄ニ罹病率ガ増加致シタト云フコトニ驚ク者ガ續出致シマシタ、醫師ハ有料トモ付カズ、施料トモ付カズ變態患者ノ生ジタルトニモ醫師ヲ訪ウテ治療致シマスル爲ニ、

勞働者ヘ差別待遇醫療機關内ニ片附ケラレテ、其ノ自尊心ヲ損セラレタルコトヲ不快トシ、事業家ヘ其ノ罹病率ノ增加シタルコトヲ歎キ、醫師ハ此ノ變態患者ノ爲ニ開業シナガラ私ハ元來如何ナル法案ニ付テモ一度立法部ヲ通過シ、御裁可ヲ仰ギ、實行ニ移リタル場合ニハ、出來得ルダケ當局者ヲ援助シ、圓滿ニ發達セシムベシトノ主義ヲ有スルモノデアリマスルガ故ニ、該法案實施後ハ當局者ノ爲ニモ幾分カ微力ヲ致シ、又其ノ團體、契約者タル醫師會ヲシテ必ズ正ニ犠牲的精神ヲ以テ從願ニ從事シテ今日ニ至ツタノデアリマス、然ルニ現時ノ社會ニハ運命ノ何モノタルヲ覺ラズ、分ニ安ンズルノ尊キモノタルヲ解セズ、漫リニ世ヲ呪ヒ、人ヲ呪フノ一派ガアリマシテ、常ニ不平不滿ヲ事トシ、詭激ノ言論ヲ弄シテ快哉

アルト信ズルノデアリマス、御承知ノ通り古來我ガ國ニ於ケル醫師ト患者ノ關係ハ、歐米諸國ノソレトハ全ク其ノ趣ヲ異ニシテ居リマス、都市山村ヲ問ハズ、何レノ地方勞働者モ亦十分醫師ノ隣保相扶ノ觀念アルコトヲ認メテ居タカラズアリマス、ソレ故ニ若シ之ヲ實施スルコトニナレバ、勞働者即チ被保險者・事業家・醫師ノ三方面ニ各種ノ苦情ガ起ルデアラウ、即チ社會政策ノ押賣ニ驚クデアラウ、從ツテ其ノ圓滿ナル發達ヲ期待シ難キモノデアラウト言ツタノデアリマス、今ヤ該法實施後、既ニ七八年ヲ経過シタノデアルガ、果セル哉、勞働者中ニハ年來、相知レル醫師ノ恩情ニ依リ、微細ノ謝禮若シクハ施療ニテ一家ノ健康ヲ保持シ來レル者ガ、俄ニ健康保險法ナル差別待遇的治療機關内ニ片付ケラレ、何トナク肩身ガ狹イヤウナ感ジガアルトノ懇ヘヲ爲ス者ガ續出致シマシタ、事業家ハ該案實施後勞働者ガ溢リニ醫療ヲ受クルノ權利アルガ如ク考フル所ノ傾向トナツテ、些細ノコトニモ醫師ヲ訪ウテ治療致シマスル爲ニ、俄ニ罹病率ガ増加致シタト云フコトニ驚ク者ガ續出致シマシタ、醫師ハ有料トモ付カズ、施料トモ付カズ變態患者ノ生ジタルトニモ醫師ヲ訪ウテ治療致シマスル爲ニ、

アルト信ズルノデアリマス、御承知ノ通り古來我ガ國ニ於ケル醫師ト患者ノ關係ハ、歐米諸國ノソレトハ全ク其ノ趣ヲ異ニシテ居リマス、都市山村ヲ問ハズ、何レノ地方勞働者モ亦十分醫師ノ隣保相扶ノ觀念アルコトヲ歎キ、醫師ハ此ノ變態患者ノ爲ニ開業シナガラ私ハ元來如何ナル法案ニ付テモ一度立法部ヲ通過シ、御裁可ヲ仰ギ、實行ニ移リタル場合ニハ、出來得ルダケ當局者ヲ援助シ、圓滿ニ發達セシムベシトノ主義ヲ有スルモノデアリマスルガ故ニ、該法案實施後ハ當局者ノ爲ニモ幾分カ微力ヲ致シ、又其ノ團體、契約者タル醫師會ヲシテ必ズ正ニ犠牲的精神ヲ以テ從願ニ從事シテ今日ニ至ツタノデアリマス、然ルニ現時ノ社會ニハ運命ノ何モノタルヲ覺ラズ、分ニ安ンズルノ尊キモノタルヲ解セズ、漫リニ世ヲ呪ヒ、人ヲ呪フノ一派ガアリマシテ、常ニ不平不滿ヲ事トシ、詭激ノ言論ヲ弄シテ快哉

アルト信ズルノデアリマス、御承知ノ通り古來我ガ國ニ於ケル醫師ト患者ノ關係ハ、歐米諸國ノソレトハ全ク其ノ趣ヲ異ニシテ居リマス、都市山村ヲ問ハズ、何レノ地方

マシテ、此ノ制度ヲ破壊セラレテハ、新刊ノ書籍、機械購入、研究設備等ヲ全ウスルコトガ出来ナイバカリデナク、醫師ノ生活マデモ脅カサル、ヤウナコトニナルノデアリマス、サウ云フコトニナルトナリマスレバ、醫術ハ漸次退歩スルト云フコトハ當然ノコトデアリマシテ、其ノ國民保健上ニ及ス影響ハ決シテ尠カラザルモノアルコトヲ知ラル、ノデアリマス、健康保険法實施後ニハ不知不識ノ間ニ開業醫制度ハ著シク紊亂セラレ、醫師ト患者トノ美風モ漸次菲薄トナリマシテ、醫者モ現金主義トナッタル傾向ガアルノデアリマスル、併シナガラ不思議ニモ醫師ノ隣保相扶ノ觀念ハ惰性トシテ今尙全ク消失スルニ至ラザルモノデアリシテ、其ノ證據ニハ過日私ガ諸方ノ醫師ニ種々問合セマシタ所ガ、其ノ多クハ支拂不能者ニハ密カニ施療シツ、アルコトハ依然トシテ舊ノ如キ狀況デアルトノ返答デアリマシタ、或一派ノ「バンフレット」ニ依リマスルト、日本人中醫者ノ治療ヲ得ズシテ死者ガ八十八「プロセント」ト書イテアリマス、而シテ尙附加ヘテ、醫者ノ診察ヲ受クルノハ死亡診斷書ヲ書イテ貰フ時ダケデアル、詰リ死ンデカラノオ醫者ノ治療デアルト云フヤウナコト迄書イテアリマス、是ハ餘リ世間ヲ知ラザルノ甚ダシキモノデアリマシテ、此ノ數字ノ現シ方ナドハ、往々官邊ニ於テモ認メクルヤウナコトヲ言ツテ居リマシタリ、又書イタリスルヤウナコトガアリマスガ、是ハ誠ニ不都合千萬ナコ

トデアリマシテ、延イテ國民ノ保健上容易ナラザル關係モアルト云フコトヲ私ハ憂フルノデアリマス、醫師ノ治療ヲ受ケズニ死ヌル者ガアルト云フコトニ付テハ、私ハ久シク調査致シテ居リマスル、是ハ我が日本ニ於テハ殆ド無イコトデアリマシテ、日々ノ新聞紙上ニ見マシテモ、衣食ニ窮シテ餓死シタリ、衰弱シテ死ンダリ、親子心中ヲシタリ、自殺シタリト云フヤウナモノハ頻繁ニ現レマスルケレドモ、醫者ノ治療ヲ得ズシテ斃レタト云フコトハ新聞紙上ニモ殆ド無イノデアリマス、是デ萬事ガ能ク分ルノデアリマス、又社會局ニ於キマシテハ、農家一戸當リガ一箇年二十五圓醫者ノ治療費ガ掛ルト云フコトヲ書イテアリマスルガ、是ガ醫業報酬規程ニ依ツテ支拂フトスレバ成程サウナルカモ知レマセヌケレドモ、斯クノ如ク二十五圓ト云フ勘定八十戸ニ一戸モナイノデアリマス、其ノ他ノ者ハ多クハ盆暮ニ三圓トカ五圓トカ包ンデ持ツテ來ル、或ハ大根、人蓼、薺麥ト云フヤウナモノデ御禮ヲ濟マシテ居ル所ガ隨分農村漁村ナドニハ多イノデアリマス、私ハ是ハ三十年來調べテ居リマスルガ、斯ウ云フ狀況ニアルノデアリマス、世間ハ千人ノ醫者ノ中ニ一二二人ノ者ガ國情、國民性ヲ洞察スルノ明ナク、傳統的法律スルト云フコトハ餘リニモ認識ノ狹隘ニシテ、曲解ノ甚ダシキモノアルニ驚カザル

ヲ得ナイノデアリマス、若シ敍上ノ行爲ガ勞働者、事業家等モ亦満足スルモノデハナイト云フコトガ、ドウモマダ斯ウ云フ立法ハ早カツタノデヘナイカト云フヤウナ感ジモコトヲ申入レ、又ソレガ必ズ力アルモノトナラハ信ジテ居ルノデアリマス、一方又醫師會ニ於テモ不正ノ醫者ノ現レタル場合ニシテ、當事者トシテハ、サウ言ハナケレバ戒告シタコトデアリマス、其ノ嚴重ナル制裁ニ對シテ優柔不斷ナルコトノアリマス爲ニ、爲政家及一般公衆ヨリ幾分ノ誤解ヲ受クルノ原因トナルノデハナカラウカト心配シテ居ルノデアリマス、苟モ社會立法ヲ案出セムトスル者ハ能ク敍上ノ情勢ヲ認識スルコトガ緊要デハアルマイカト思フノデアリマス、元個人主義ナル歐米諸國ノ民族性ト隣保相扶主義ノ民族性ナル我が國トヲ同シテ居ル所ガ隨分農村漁村ナドニハ多イノデアリマス、私ハ是ハ三十年來調べテ居リマスルガ、斯ウ云フ狀況ニアルノデアリマス、世間ハ千人ノ醫者ノ中ニ一二二人ノ者ガ國情、國民性ヲ洞察スルノ明ナク、傳統的法律スルト云フコトハ餘リニモ認識ノ狹隘ニシテ、曲解ノ甚ダシキモノアルニ驚カザル

師會トハ其ノ當初ヨリ引續キ磨擦ヲ繼續シ、行ハレナイトシタラバ、私ハ微力ナガラ勞働者、事業家等モ亦満足スルモノデハナイト云フコトガ、ドウモマダ斯ウ云フ立法ハ早カツタノデヘナイカト云フヤウナ感ジモコトヲ申入レ、又ソレガ必ズ力アルモノトナラハ信ジテ居ルノデアリマス、一方又醫師會ニ於テモ不正ノ醫者ノ現レタル場合ニシテ、當事者トシテハ、サウ言ハナケレバ戒告シタコトデアリマス、其ノ嚴重ナル制裁ニ對シテ優柔不斷ナルコトノアリマス爲ニ、爲政家及一般公衆ヨリ幾分ノ誤解ヲ受クルノ原因トナルノデハナカラウカト心配シテ居ルノデアリマス、苟モ社會立法ヲ案出セムトスル者ハ能ク敍上ノ情勢ヲ認識スルコトガ緊要デハアルマイカト思フノデアリマス、元個人主義ナル歐米諸國ノ民族性ト隣保相扶主義ノ民族性ナル我が國トヲ同シテ居ル所ガ隨分農村漁村ナドニハ多イノデアリマス、私ハ是ハ三十年來調べテ居リマスルガ、斯ウ云フ狀況ニアルノデアリマス、世間ハ千人ノ醫者ノ中ニ一二二人ノ者ガ國情、國民性ヲ洞察スルノ明ナク、傳統的法律スルト云フコトハ餘リニモ認識ノ狹隘ニシテ、曲解ノ甚ダシキモノアルニ驚カザル

日御伺スルコトハ、斯クノ如キ各種ノ變態
ガ此ノ案ノ中ニ現レタルガ爲デアリマシテ、
其ノ點ハ内務大臣ニ於テモ御了承ノ上御答
ヲ願ヒタインデアリマス、ソコデ拙者ノ伺
ヒタキコトヲ摘要シテ見マスレバ、第一ニ
内務大臣ハ既ニ實施シツ、アル労働健康保
険法ガ豫期ノ效果ヲ擧ゲ居ルト思ハル、カ、
或ハ尙改善ヲ要スル點アリト思ハル、カト
云フコトデアリマス、第二ニ何故ニ醫師會
トノ團體契約ヲ法文化スルコトニ躊躇ナサ
ルカト云フコトデアリマス、第三ニハ產業
組合法第一條ニ、組合員ノ產業又ハ其ノ經
濟ノ發達ヲ企圖スルガ目的デアルト書イテ
アリマスル、ソレニ依ツテ見マスルト、產業
組合ナルモノハ產業經濟ニ全力ヲ注ギ、其
ノ發達ヲ企圖スベキ使命アリト思ヒマスル、
此ノ重大ノ使命ヲ有スルモノニ見當達ヒノ、
醫療機關マデモ設置セシムルコトハ百害アッ
テ一利ナシト考ヘルノデアリマス、此ノ點
ニ付テドウ云フ御考デアリマスルカ、醫師
ノ機關ト云フモノハ他ノモノトハ違ヒマシ
テ容易ナコトデアリマセヌ、村長ノ理事
長ナドガ醫業ヲ營ムト云フヤウナコトハ、
細カク言ヘバ非常ナ事柄ガアリマスルガ、
一口ニ言ヘバ非常ナ弊害ガソコニ起ツテ來
ルコトハ分リ切ツタ話デアリマス、醫者ノ事
ト云フモノハ他ノ事トハ違ツテ非常ニムヅ
カシイモノデアル、私ガ中央金庫ノ理事長
ニナルト云フコトハ決シテ私ハムヅカシイ
トハ思ヘナイ、有馬伯爵ニ病院長ヲシロト
言ツタラ是ハトテモムヅカシイ、是ガ一例デ

アリマス、第四、社會局ト醫師會トノ摩擦
ハ不斷ノ行事ナルコト天下周知ノ事實デア
ル、元來國民生活ノ安定ト社會平和ノ確保
ヲ標榜シテ施行シタル健康保險ガ其ノ立法
者下其ノ事業ニ最モ権要ナル醫師會トノ間
サヘ調査ガ出來ズシテ、其ノ生活安定ニ苦
慮セシメテ交互ノ平和ヲ保ツ能ハザルヤウ
ナコトヲ續ケテ居ツテ、如何ニ國民生活ノ安
定ト、社會平和ノ確保トヲ期スルコトガ出
來ルデアリマセウカ、此ノ點ニ付テ御高見
ヲ伺ヒタイ、第五、此ノ案ハ申ス迄モナク
医藥ノ負擔ニ堪ヘザル者ヲ助ケルノガ目的
デアラウト思ヒマスルガ、完全ニ保險料支
出ノ出來ル者ハ組合ノ醫療機關ニ依ラザル
モ治療ヲ受ケルノ力アル者デアルト思ハル、ガ、
恩典ニ與ルベキ程度ノ者ハ必ズ保險料金ヲ
納メ得ザル階級ノ者デアルト思ハル、ガ、
是ニテモ醫療普及ノ目的ヲ障害ナク達シ得
ラル、デアラウカト云フコトデアリマス、
第六ハ附則ノ本年三月三十一日現存ノ醫療
事業ヲ行フ組合ノ代行スル數ヲ出來得ル限
リ減少スルコトガ妥當ナリト思フガ如何ト
云フノデアリマス、第七ニ醫師會ノ團體契
約權ヲ省令竝ニ地方官ニ通牒ノコトハ出來
ルダケ遺漏ナクナサル、御意思デアルカ、別
ニ反問ハ致サヌト云フコトヲ申上ゲテ置キ
カカラ、ドウカ御腹減ナクオ五ノ間デス

アリマス、ソレニ付テノ御高見ヲ伺ヒマス、
是ハ是非サウシナケレバナラスト思フノデ
シテ、段々ト此ノ庶民階級ニ於ケル生活ト
云フモノガ餘程困難ヲ加ヘツ、アルト云フ
コトハ、是ハ私ガ申ス迄モナイト思ヒマス、
而シテ一定ノ財産ヲ持ツテ居ルトカ、或ハ相
共ノ耳ニ入り目ニ見マス所ハ、ナカノ此
ノ點ニ付テノ要求ガ熾烈デアリマス、先程御
引例ニナリマシタヤウニ、農村ニ於キマスル
負債、若シクハ困窮ノ重要ナル原因トシテ、
此ノ醫療費ノ負擔ト云フモノガ數ヘラレテ
居ルノデアリマス、殆ド是ハ統計デアリマ
スルガ、一年約一家ニ付テ二十五六圓ノ
醫療費ト云フモノガ統計ニ現レテ來ル、今
日ニ於キマシテ農漁山村ニ於ケル所謂庶民
階級以下ノ者ニ於ケル、是等ノ負擔ト云フ
モノハ可ナリナ生活上ノ重壓ニナルト云フコ
トハ、私ガ縷々申述ベル迄モナイト思フノデ

（國務大臣河原田稼吉君演壇ニ登ル）
○國務大臣（河原田稼吉君） 只今金杉博士

カラ七項目ニ瓦ル御質問ガゴザイマシタ
ガ、其ノ前提トシテ種々ナル御經驗ノ深イ
御老巧ナル立場カラノ御意見、御注意ガ

アツタノデアリマスガ、誠ニ私共ハ其ノ點ニ

付キマシテ十分ニ考慮ヲ重ネタイト思ヒマ

スルガ、多少博士ノ御所見ト異ニスル點ガ

アリマスルノデ、先づ各項目ニ御答ヲ致シ

マスル前提トシテ、私共ノ所見ノ一端ヲ申

上げテ置キタイト思ヒマス、第一ニ博士ノ

御意見トシテハ我ガ國ノ國情、或ハ社會情

勢カラ見テ、社會立法ノ制定ニ付テハ十分

ノ注意ヲ加ヘル必要アリ、殊ニ今回提案ニ

ナリマシタ國民健康保險法ニ付テハ聊カ尙

早ノ嫌ハナイノデハナイカト、斯ウ云フ風

ナ御意見ガアリマシタヤウデアリマス、是

等ニ付キマシテハ私共ノ考へ方ヲ聊カ開陳

致シタイト思ヒマス、私ガ申ス迄モナク今

日國民生活ト云フモノハ、或ハ經濟界ノ變

遷或ハ社會上種々ナル重壓ノ結果ト致シマ

シテ、段々ト此ノ庶民階級ニ於ケル生活ト

云フモノガ餘程困難ヲ加ヘツ、アルト云フ

コトハ、是ハ私ガ申ス迄モナイト思ヒマス、

而シテ一定ノ財産ヲ持ツテ居ルトカ、或ハ相

共ノ耳ニ入り目ニ見マス所ハ、ナカノ此

ノ點ニ付テノ要求ガ熾烈デアリマス、先程御

引例ニナリマシタヤウニ、農村ニ於キマスル

負債、若シクハ困窮ノ重要ナル原因トシテ、

此ノ醫療費ノ負擔ト云フモノガ數ヘラレテ

居ルノデアリマス、殆ド是ハ統計デアリマ

スルガ、一年約一家ニ付テ二十五六圓ノ

醫療費ト云フモノガ統計ニ現レテ來ル、今

日ニ於キマシテ農漁山村ニ於ケル所謂庶民

階級以下ノ者ニ於ケル、是等ノ負擔ト云フ

モノハ可ナリナ生活上ノ重壓ニナルト云フコ

トハ、私ガ縷々申述ベル迄モナイト思フノデ

アリマス、且又都市ニ於キマシテモ、庶民階級以下ノ者、是等ノ者ニ付キマシテモ非常ニ醫療費ノ負擔、病氣ニナッタラドウシタル事項デアルト見受ケラレルノデアリマス、是ハ此處デ申上ゲルノハ如何カト思ヒマスルガ、過日私ハ衆議院ノ此ノ委員會ニテモ申述ベタノデアリマスガ、丁度其ノ委員會ノ前ノ日ニ私ノ所ニ或來客ガアリマシテ、其ノ人ガ申シマスノハ、今自分ハ圓「タク」ニ乗ツテ來タ、所ガ圓「タク」ノ運轉手ガ言フニヘ、一體此ノ國民健康保險法ト云モノハドウナツタノダラウカ、是ハ新聞紙上デ可ナリ議論ガアシタコトヲ見テ居ツタモノト見エマシテ、アレガ出來レバ自分等ハ直グヤリタイ、ドウシテ早ク進行シナイノデアラウカト云フコトデ、自分ニ聽カレタト云フコトデ、私ニ話シテ吳レマシタ、是等ヲ見マシテモ、人知レズ、即チ大キナ聲ヲ擧ゲ得ザル方面ニ於テ如何ニ此ノ要求ノ熾烈デアルカト云フコトノ一例ニナルノデハナイカト、私ハ斯ウ云フ風ニ考ヘタノデアリマス、現在斯ウ云フ風ナ庶民階級以下ノ人々ハ、成程其ノ數ハ非常ニ多イノデアリマスガ、所謂七千萬國民、九千萬國民ノ大部分ヲ占メテ居ルモノデアリマスルケレドモ、併シ是等ノ人々ト云フモノハ所謂烏合ノ衆デアリマシテ、或ハ政治上社會上ニ其ノ發言ト云フモノガ一團トナクテ有力ニ勵カナイデ、其ノ外ノ政治上或ハ社會

上ニ於ケル勢力ノアル團體ト云フモノハ、數ガ少クテモ其ノ空氣ト云フモノガ有力ニテ、是等ハ將來、政府ハ固ヨリ所謂政治家ト云フ方々ハ是等ノ點ニ付テ十分ナル想ヲハ所謂聲ヲ擧ゲ得ザル人々考デアリマシテ、是等ハ將來、政府ハ固ヨリ所謂政治家ト云フ方々ハ是等ノ點ニ付テ十分ナル想ヲ回ラスコトガ必要テハナイカト、斯ウ云フ風ニ私ハ思フノデアリマス、併シナガラ社會立法ト云フモノハ社會組織ヲ何處マデモ根柢ニシテ、社會組織ニ急激ナル變更ヲ與ヘズシテ改善ヲ加ヘテ行クト云フコトガ最モ必要ナコトデアルコトハ、金杉博士ノ仰セラレタ通リデアルト思ヒマス、デアリマスルカラ、本法制定施行ニ當リマシテモ、此ノ點ニ付キマシテハ、矢張リ政府トシテハ十分ナル考慮ヲ加ヘナケレバナラスト、斯ウ云フ風ニ思フノデアリマス、成ルベク世ノ中ガ摩擦ヲ避ケテ圓滿ニ改善ニ向フト云フコトハ、是ハ萬人ノ希望スル所デアリマシテ、政府ト雖モ固ヨリ當然ノコトト思フノデアリマス、是等ヲ前捉ト致シマシテ、私ハ申上げタイト思ヒマス、第一ニ現在施行シテ、出來ルダケ是等トノ摩擦ヲ避ケテ、サウシテ一般庶民階級ノ幸福ヲ圖ツテ行クト云フコトガ本法制定ノ根本趣旨デアルノデアリマス、是等ヲ御質問ニナリマシタ事項ニ付テ御答ヲ只今御質問ニナリマシタ事項ニ付テ御答ヲ申上げタイト思ヒマス、第一ニ現在施行シテ居リマスル所ノ工場鑛山等ニ於ケル勞働者ノ保險、是ハ其ノ成績ガ良ク行ッテ居ルカドウカト、斯ウ云フ御尋デアリマシタ、是ハ私ガ申ス迄モナク、現在工場鑛山ノ從業員ト云フモノハ約三百萬ニ及ンデ居リマスルガ、是等ニ對シテ、成ルベク其ノ醫療

要求スルヤウナ弊害トカ、或ハ又畫ニ流レルガ爲ニ醫療ガ十分デナイト云フヤウナナイコトデアリマシテ、或意味ニ於テ是等ハ又社會トシテ非常ニ感謝ヲシナケレバナラヌ所デアリマス、所謂醫ハ仁術デアツテ、只今仰セニナリマシタヤウニ隣保相助ノ觀念ニ依ツテ、或ハ實際ニ於ケル救療トカ或ハ深切ナル醫療ト云フコトガ我ガ國ニ於テ行ハレテ居ツタト云フコトハ、是ハ開業醫諸君ノ功績デアル、我ガ國ニ於ケル特殊ノ制度デアツテ、是ハ矢張リ將來ト雖モ、此ノ雲フコトハ、是ハ大キナ功績デアラウト、斯ウ云フ風ニ私ハ思フノデアリマス、私ガ申ス迄モナク、產業發達ノ蔭ニ、產業振興ノ裏ニ多數ノ從業員ノ犠牲ト云フモノヲ考ヘナケレバナラス、私ガ申ス迄モナク昔ノ斯ウ云フ風ニ私ハ思フノデアリマス、私ガ申ス迄モナク、產業發達ノ蔭ニ、產業振興ノ裏ニ多數ノ從業員ノ犠牲ト云フモノヲ考ヘナケレバナラス、私ガ申ス迄モナク昔ノ工业組織ト違ヒマシテ、所謂大工業、大工場、大產業組織ニナリマスルト、其處ニ澤山ノ犠牲者ガ生ズル虞ガアル、或ハ負傷、或ハ工場、鑛山ニ於テ其ノ事業ノ爲ニ起ル所ノ疾病トカ云フヤウナ、產業上ノ各種ノ犠牲ト云フモノガ現レテ來ルノデアリマスルカラ、是等ニ付テ大局的ニ於テ國家ガ或制度ヲ考ヘテ行クト云フコトハ、工業產業ノ發達ト共ニ必要ナコトト思フノデアリマス、固ヨリ隣保相助ト云フコトハ我ガ國ノ美風トシテ、何處迄モ保持シテ行カナケレバナラヌモノデアリマスルカレドモ、併シナガラ一方ニ於テ、產業組織ガ所謂歐米的ニ大企業ニナリマスルト云フト、矢張リ其ノ福利ヲ考ヘルト云フ制度ヲ立テテ行カナケレバナラナイノデアリマシテ、私ハ大

體ニ於テ、矢張リ此ノ從來ノ勞働保險制度

ト云フモノハ、多數ノ從業員ヲシテ安心シテ此ノ事業ニ從事スル、勞働ニ從事シ得ルト云フ安心ヲ與ヘテ居ル點ニ於テ重大ナル功績ヲ舉ゲテ居ルト云フ風ニ思フノデアリマス、唯其ノ種々ナル點ニ付テハ、將來十分ナル考究ヲ加ヘテ、其ノ改善ヲ圖ッテ行カケレバナラヌ、是ハ申ス迄モナイコトと思フノデアリマス、第二ニ何ガ故ニ醫師會トノ團體契約ヲ法文化スルニ躊躇スルカトスウ云フ御尋ニアリマシタ、是ハ御承知ノ通リ現在行ハレテ居リマスル工場、鐵山ノ労働者ヲ目標ト致シマスル勞働保險ニ於キマシテ、是亦大體ニ於テ醫師會トノ間ノ團體契約ト云フモノガ行ハレテ居ルコトハ、私ガ申ス迄モナク、我國ニ於キマスル法文ノ原則ハ民法、商法等ヲ通ジテモ、所謂謂契約自由ノ原則ト云フモノガ行ハレテ居ル、之ニ對シテ例外ヲ設ケルト云フコトハ非常ニ重大ナル何等カノ理由ガナケレバナラヌ、尙私ガ申ス迄モナク此ノ醫師會ト云フモノハ、其ノ私共即チ政府ト致シマシテハ、團體契約ソレ自體ニ決シテ反對ハシナイノデアリマス、且又先程來申上ゲマスルヤウニ、開業組織ノ根本デアッテ、開業醫ノ集合デアリマスル醫師會ト云フモノハ、又之ヲ尊重シナケレバナラナイ、開業醫ノ功績ヲ相當社會トシテ認メナケレバナラヌノデアリマスルト共ニ、醫師會ノ社會衛生ニ對スル功績ヲ認メナケレバナラヌ、而シテ醫師選擇ノ自由ヲ與ヘルガ爲ニハ自ラソニ國體契約ト云フモノガ行ハレルト云フコトハ、今日ノ實情ニ於テハ自然ニアラウト思フノデアリマス、デアリマスルカラ政府トシテハ決シテ此ノ團體契約ガ絶對ニイカヌ、團體契約ハ

モノナリトカ云フ考ハ決シテ持タヌノデアリマス、自然ト團體契約ハ行ハレルノデアリマス、サリナガラ之ヲ法文ニ規定シテ、國民健康保險組合ハ必ズ此ノ醫師會ト團體契約ヲ結バナケレバナラスト云フコトヲ、法規ヲ以テ強制スルト云フコトハ重大ナル事件ニアリマシテ、直チニ輕々ニ贊同スル譯ニハ行カヌノデアリマス、私ガ申ス迄モナク、我國ニ於キマスル法文ノ原則ハ民法、商法等ヲ通ジテモ、所謂謂契約自由ノ原則ト云フモノガ行ハレテ居ル、之ニ對シテ例外ヲ設ケルト云フコトハ非常ニ重大ナル何等カノ理由ガナケレバナラヌ、尙私ガ申ス迄モナク此ノ醫師會ト云フモノハ、其ノ私共即チ政府ト致シマシテハ、團體契約ソレ自體ニ決シテ反對ハシナイノデアリマス、且又先程來申上ゲマスルヤウニ、開業組織ノ根本デアッテ、開業醫ノ集合デアリマスル醫師會ト云フモノハ、又之ヲ尊重シナケレバナラナイ、開業醫ノ功績ヲ相當社會トシテ認メナケレバナラヌノデアリマスルト共ニ、醫師會ノ社會衛生ニ對スル功績ヲ認メナケレバナラヌ、而シテ醫師選擇ノ自由ヲ與ヘルガ爲ニハ自ラソニ國體契約ト云フモノガ行ハレルト云フコトハ、今日ノ實情ニ於テハ自然ニアラウト思フノデアリマス、デアリマスルカラ政府トシテハ決シテ此ノ團體契約ガ絶對ニイカヌ、團體契約ハ

モナラスト云フコトヲ、強制スルト云フコトヲ云フ寧ロ豫想ヲ持テ居ル位ノモノデス、第三ニ、產業組合、所謂第九條ノ問題アリマス、サリナガラ之ヲ法文ニ規定シテ、國民健康保險組合ハ必ズ此ノ醫師會ト團體契約ヲ結バナケレバナラスト云フコトヲ、法規ヲ以テ強制スルト云フコトハ適當デナイデハト致シマシテ、產業組合デアリマスルモノガ醫療ヲヤルト云フコトハ適當デナイデハナイカ、斯ウ云フ御話デゴザイマシタ、第九條ハ所謂公益ヲ目的トスル、營利ヲ目的トセザル社團、斯ウ云フコトヲ規定シテ居リマスルガ、是ハ大體ニ於テ、所謂今日行ハレテ居リマス醫療組合ヲ指シテ居ルコトハ只今仰セノ通りデアリマス、唯是ハ法文ノ上ニ於キマシテ、所謂政府ト致シマシテハ、若シクハ私共トシテハ必ズシモ法文ノ重大ナル事項トハ考ヘテ居ラニイノデアリマス、此ノ國民健康保險法ハ、所謂國民健康保險組合ト云フモノヲ骨子ト致シマシテ、ソレヲ中心ニシテ庶民階級ノ醫療ノ完全ヲ期スルト、斯ウ云フ所ニアルノデアリマスルカラ、此ノ國民健康保險組合ノ發達ヲ助長シ、且其ノ發達ヲ希望スルノデアリマスルガ、一面ニ於キマシテ所謂經濟的發達ヲ目的ト致シマスル產業組合ニ於テ、醫療制度ト云フモノハ、又之ヲ尊重シナケレバナラナイ、開業醫ノ功績ヲ相當社會トシテ認メナケレバナラヌノデアリマスルト共ニ、醫師會ノ社會衛生ニ對スル功績ヲ認メナケレバナラヌ、而シテ醫師選擇ノ自由ヲ與ヘルガ爲ニハ自ラソニ國體契約ト云フモノガ行ハレルト云フコトハ、是ハ直ス、デアリマスルカラ政府トシテハ決シテ此ノ團體契約ガ絶對ニイカヌ、團體契約ハ

モナラスト云フコトヲ、強制スルト云フコトヲ云フ寧ロ豫想ヲ持テ居ル位ノモノデス、第三ニ、產業組合、所謂第九條ノ問題アリマス、サリナガラ之ヲ法文ニ規定シテ、國民健康保險組合ハ必ズ此ノ醫師會ト團體契約ヲ結バナケレバナラスト云フコトヲ、法規ヲ以テ強制スルト云フコトハ適當デナイデハト致シマシテ、產業組合デアリマスルモノガ醫療ヲヤルト云フコトハ適當デナイデハナイカ、斯ウ云フ御話デゴザイマシタ、第九條ハ所謂公益ヲ目的トスル、營利ヲ目的トセザル社團、斯ウ云フコトヲ規定シテ居リマスルガ、是ハ大體ニ於テ、所謂今日行ハレテ居リマス醫療組合ヲ指シテ居ルコトハ只今仰セノ通りデアリマス、唯是ハ法文ノ上ニ於キマシテ、所謂政府ト致シマシテハ、若シクハ私共トシテハ必ズシモ法文ノ重大ナル事項トハ考ヘテ居ラニイノデアリマス、此ノ國民健康保險法ハ、所謂國民健康保險組合ト云フモノヲ骨子ト致シマシテ、ソレヲ中心ニシテ庶民階級ノ醫療ノ完全ヲ期スルト、斯ウ云フ所ニアルノデアリマスルカラ、此ノ國民健康保險組合ノ發達ヲ助長シ、且其ノ發達ヲ希望スルノデアリマスルガ、一面ニ於キマシテ所謂經濟的發達ヲ目的ト致シマスル產業組合ニ於テ、醫療制度ト云フモノハ、又之ヲ尊重シナケレバナラナイ、開業醫ノ功績ヲ相當社會トシテ認メナケレバナラヌノデアリマスルト共ニ、醫師會ノ社會衛生ニ對スル功績ヲ認メナケレバナラヌ、而シテ醫師選擇ノ自由ヲ與ヘルガ爲ニハ自ラソニ國體契約ト云フモノガ行ハレルト云フコトハ、是ハ直ス、デアリマスルカラ政府トシテハ決シテ此ノ團體契約ガ絶對ニイカヌ、團體契約ハ

モナラスト云フコトヲ、強制スルト云フコトヲ云フ寧ロ豫想ヲ持テ居ル位ノモノデス、第三ニ、產業組合、所謂第九條ノ問題アリマス、サリナガラ之ヲ法文ニ規定シテ、國民健康保險組合ハ必ズ此ノ醫師會ト團體契約ヲ結バナケレバナラスト云フコトヲ、法規ヲ以テ強制スルト云フコトハ適當デナイデハト致シマシテ、產業組合デアリマスルモノガ醫療ヲヤルト云フコトハ適當デナイデハナイカ、斯ウ云フ御話デゴザイマシタ、第九條ハ所謂公益ヲ目的トスル、營利ヲ目的トセザル社團、斯ウ云フコトヲ規定シテ居リマスルガ、是ハ大體ニ於テ、所謂今日行ハレテ居リマス醫療組合ヲ指シテ居ルコトハ只今仰セノ通りデアリマス、唯是ハ法文ノ上ニ於キマシテ、所謂政府ト致シマシテハ、若シクハ私共トシテハ必ズシモ法文ノ重大ナル事項トハ考ヘテ居ラニイノデアリマス、此ノ國民健康保險法ハ、所謂國民健康保險組合ト云フモノヲ骨子ト致シマシテ、ソレヲ中心ニシテ庶民階級ノ醫療ノ完全ヲ期スルト、斯ウ云フ所ニアルノデアリマスルカラ、此ノ國民健康保險組合ノ發達ヲ助長シ、且其ノ發達ヲ希望スルノデアリマスルガ、一面ニ於キマシテ所謂經濟的發達ヲ目的ト致シマスル產業組合ニ於テ、醫療制度ト云フモノハ、又之ヲ尊重シナケレバナラナイ、開業醫ノ功績ヲ相當社會トシテ認メナケレバナラヌノデアリマスルト共ニ、醫師會ノ社會衛生ニ對スル功績ヲ認メナケレバナラヌ、而シテ醫師選擇ノ自由ヲ與ヘルガ爲ニハ自ラソニ國體契約ト云フモノガ行ハレルト云フコトハ、是ハ直ス、デアリマスルカラ政府トシテハ決シテ此ノ團體契約ガ絶對ニイカヌ、團體契約ハ

結構ナコトデアルト考ヘマス、其ノ意味ニ於テ本法案ヲ推賞致シマス、第二ニ先程内務大臣ノ御答辯ノ中ニモゴザイマシタヤウニ、農村其ノ他ノ方面ニ於キマシテ、醫療ノ爲ニ經濟的重壓ヲ蒙ッテ居リマスル人ガ非常ニ多クアルノデアリマス、此ノ組合ガ普及ヲ致シマスレバ、ソレ等ノ人達ガ經濟的重壓カラ解放サレルト云フ點ニ於キマシテ、私ハ此ノ組合ノ設立サレマスコトヲ歎ブ者デアリマス、第三ノ理由由此ノ健康保險組合ガ我國ノ美風デアル所ノ隣保相助ノ精神ニ基キマシテ、第一條ニゴザイマスヤウニ相扶共濟ト云フ其ノ精神ヲ基調ニシ、近代的ノ機構デアル所ノ組合主義ニ基カレタト云フ點ニ私ハ贊意ヲ表スル者デアリマス、管々シイコトハ申上ダマセヌガ、我ガ國ノ死亡率ガ非常ニ高イコト、又壯丁ノ検査ニ於キマシテ、近頃ハ丙丁ノ體格ノ者ガ非常ニ殖エテ參リマシタ云フコト、及ビ農山漁村ノ健康デアルベキ人々ガ、非常ニ健康新イト云フヤウナコト、是ハ主トシテ工場ニ勤キマス或ハ都會ニ出テ勤イテ居リマシタ者ガ病氣ニナルト、多ク農村ニ歸ツテ參リマス爲ニ、農村ニ非常ニ病人ガ多イヤウニ見ラレルノデアリマスガ、ソレ等ノコトヲ考ヘ合ハシテ見マス時ニ、此ノ制度ノ出來マスルコトハ誠ニ喜バシシト思フノデアリマス、又先程モ御話ノ中ニ出マシタガ、農家一戸ノ一年ノ醫療費ガ二十五圓デアル、是ハ平均デアリマスカラ、病人ガアルリマシテモ、醫療ニ掛ラナイ家ガ相當アル

譯デアリマスルカラ、實際ニ醫者ニ掛リマシタ者ノ經濟的ノ負擔ト云フモノハ、此ノ從ツテ其ノ經濟的重壓ト云フモノハ、相當重いモノデアルト云フコトハ、之ヲ知ルコトガ出來ルノデアリマス、以上三點ノ推賞スベキ特長ガアルノデアリマスガ、私ガ此ノ法案ノ内容ヲ見マスルト、其ノ三ツノ優レタ點ガアルニ拘ラズ、此ノ内容ヲ以テシテハ十分ニ其ノ目的ヲ達スルコトガ出來ナイノデハナイカト云フ疑ラ持ツノデアリマス、其ノ私ノ疑點ニ對シマシテ、ソレニ關シマシテ二三ノ質問ヲ致シタイト思フノデアリマス、第一ニ御尋ネ致シタイコトハ、此ノ國民健康保險組合ナルモノハ將來如何ナル方法ニ依リ、如何ナル規模ニ依リ、何年後ヲ期シタナラバ是ガ全國的ニ普及ヲ致シマシテ、眞ニ私共ガ健ナル國民ヲ以テ我ガ國ヲ充タシ得ルヤウナ喜ラ持ツコトガ出来ルカ、將來ニ對スル御計畫ナリ、其ノ手段方法ナリト云フモノニ付テ御尋ヲシタイノ用ガ四十四萬圓デアルト云フコトデアリマス、設立サレマスル組合ノ數ガ百二十、其ノ對象トナル所ノ人々ノ數ガ五十萬人ト云ノコトデアリマス、是ハ最初ノ年度デアリマスカラ勿論準備時代デアルト見ルコトガ出來ルノデアリマスガ、若シ斯クノ如キ小サナ規模ニ於テ今後進メラレルトスルナマスカラ勿論準備時代デアルト見ルコトガ出来ルノデアリマスガ、所謂百年河清ヲ待ツニ等シキモノラバ、所謂百年河清ヲ待ツニ等シキモノラバ、所謂百年河清ヲ待ツニ等シキモノ

譯デアリマシテ、斯ウ云フコトデ、私モナイノデアリマス、衆議院ニ於ケル當局御答辯ヲ伺ヒマシタ中ニ、今後ハ年々二千五百位ノ組合ヲ設置スル見込デアルト云フ御答デアリマシタ、サウシテ見レバ四年デアリマスカラ、五年デアリマスカラ、經チマスレバ、日本ノ一萬二千ノ全町村ニ此ノ組合ガ普及スルト云フコトモ考ヘラレルノデアリマス、第一ニ御尋ネ致シタイコトハ、此ノ國民健康保險組合ナルモノハ將來如何ナル方法ニ依リ、如何ナル規模ニ依リ、何年後ヲ期シタナラバ是ガ全國的ニ普及ヲ致シマシテ、眞ニ私共ガ健ナル國民ヲ以テ我ガ國ヲ充タシ得ルヤウナ喜ラ持ツコトガ出来ルノデアリマス、產婆ノ居リマセヌ村ガ二千數百アリマシテ、齒醫者ノ居リマセヌ村町村ガ相當多數ゴザイマシテ、所謂無醫村申シテ居リマスルモノガ三千四百餘リアルノデアリマス、御承知ノ如ク日本ニ醫師ノ居リマセヌス、御承知ノ如ク日本ニ醫師ノ居リマセヌト申シテ居リマスルモノガ三千四百餘リアルノデアリマス、產婆ノ居リマセヌ村ガ二千數百アリマシテ、齒醫者ノ居リマセヌ村ガ全國ニ七千以上アルノデアリマス、其ノ人口ヲザット當ツテ見マシテモ、約八百萬人アルノデアリマス、醫師ニ掛ラナイト云フヨリモ、醫者ノ顔ヲ見タコトモナイト云フ人ガ全國ニ八百萬人モアル、又醫者ガ居リマシテ医者ニ掛ラヌ人ハ相當アルノデアリマスカラ、患者ノ數ハ少クモ病人ノ數ハモット非常ニ澤山アルト云フコトハ是ハ想像出来ルコトデアリマス、此ノ無醫村ニ醫師ヲ置イテ、組合ヲ作ツテ醫療ヲ受ケラレルヤウニスルト云フコトダケデモ相當ノ數ガアルノデアリマスカラ、政府ガ此ノ目的ヲ達成シテ、現行ノ健康保險組合アリ、又此ノ國民健康保險組合ヲ設立スルト云フ考ヲ持ツテ居ラレテ、其ノ要項サヘモ發表サレテ居ルノデアリマス、サウ云フ風ニ現行ノ健康保險組合アリ、政府ハ近キ將來ニ於テ、更ニ俸給生活者ノ爲ニ健康保險組合ヲ設立スルト云フ考ヲ持ツテ居ラレテ、其ノ要項サヘモ發表サレテ居ルノデアリマス、サウ云フ風ニ現行ノ健康保險組合アリ、又此ノ國民健康保險組合アリ、更ニ將來俸給生活者ノ組合ト云フ風ニ、サウ云フ風ニ多方面ニ瓦ツテ一齊ニオヤリニナルト云フコトハ誠ニ結構デハアリマスルガ、何レモソレヲ完成シヨウスルナラバ、ソコニ非常ナ財源モ要リマスシ、色々ナム

ヴァカシイ問題ガ起ルト思フノデアリマスガ、是ヲ何レモ完全ニ遂行シヨウスル御考ニ對シテハ、ドウ云フ御計畫ガアルカト云フコトヲ先づ承リタインデアリマス、第一ニ

御尋ヲ致シタイノハ、當局トシテハ只今私
ガ申上ゲマシタヤウニ、出來ルナラバ短イ
期間ニソレヲ完成シタイト云フ御考ハ無論
持ツテオイデニナルト思フノデアリマス、ソレ
ガ爲シ得ナイト云フコトノ原因ハ他ニ多少
アルト致シマシテモ、其ノ主タル原因ハ矢張
リ財源ノ問題ダト思フノデアリマス、今回
ノ來年度ニ於ケル所ノ四十四萬圓ト云フノ
ハ、是ハ郵便預金ノ利下ヲ行ヒマシテ、サウ
シテ一方ハ預金部ガ貸出シマス所ノ利子ヲ
引下ゲナイト云フコトニ依テ生ズル其
ノ金ガ、之ニ廻サレルノダト云フ風ニ私ハ
承知致シテ居ルノデアリマス、將來別ニ郵
便預金カラ生ズル收入ト云フヤウナモノ
ヲ之ニ振當テラレルト云フコトハ無論ナイ
ト思フノデアリマスガ、此ノ郵便貯金ト云
フモノハ、御承知ノヤウニ所謂零細ナ貯金
デアリマシテ、低イ階級ノ方々ガ貯金サレ
タ金ガ集ツテ居ルノデアリマス、斯ウ云フ金
ヲ此ノ會社政策トシテ實行サレル保険組合
ノ費用ニ充當サレルト云フコトデハ、一般
庶民階級ガ受ケル利益ガ非常ニ減殺サレル
コトニナルノデアリマシテ、サウ云フ財源
ノ取り方ハ、私ハ此ノ目的ニ副ハナイノデヤ
ナイカ知ラヌト云フ風ニ考ヘルノデアリマ
ス、是ハ先般稅租ノ委員會デ大藏當局ニ私
ガ伺ッタコトガアルノデアリマスガ、私ハ
斯ウ云フ社會政策的ナ事業ヲ政府ガヤル爲
ノ其ノ財源、其ノ金ト云フモノハ、ソレト

稍、性質ヲ同ジクスル、又目的ヲ同ジクス
ル所ノ財源ヲ振向ケルト云フコトガ最モ妥
當デハナカト私ハ思フノデアリマス、サ
ウ云フ意味カラ私ハ相續稅ト云フモノノ一
部ヲ割イテ、斯クノ如キモノノ費用ニ向ケ
ルト云フコトガ最モ適當ダト思フノデアリ
マス、私ハサウ云フ稅ノ收入ヲ或特殊ノ目
的ニ使フト云フコトガ妥當デナイ、サウ云
フヤリ方ハ財政當局トシテハ出來ナイト云
フコトハ承知致シテ居リマスガ、稀ニハサ
ウ云フ例モアルト云フコトヲ伺ッテ居ルノ
デアリマスガ、若シ出來ルト致シマスナラ
シテ課稅セラレルモノデアリマスルガ、一
面ニ於テハ社會政策的ナ目的ヲ持ツテ居ル
モノダト思ヒマス、即チ高イ所ノ土ヲ削ッテ
低イ所ヲ埋メルト云フ意味ニ於テ相續稅ト
云フモノハ課セラレルノダト思フノデアリ
マス、從ツテ相續稅ノヤウナ性質ヲ持ツタモ
ノヲ、此ノ庶民階級ノ幸福ノ爲ニ振向ケル
ト云フコトハ、私ハドチラカラ見テモ意義
ガ有ルト云フ風ニ私ハ考ヘルノデアリマ
ス、モウツ政府ノ收入ノ中ニ馬券カラ來
ル收入ガアリマス、此ノ馬券ノ賣上ニ關シ
テ入ツテ參リマスル收入ノ大部分ハ馬匹ノ改
良ニ使ハレルト云フコトハ勿論當然デアリ
マスガ、其ノ中ノ一部ヲ割イテ、内務省ガ
社會事業ニ毎年其ノ中カラ使ツテ居ルノデ
アリマス、斯ウ云フ種類ノモノガアリ、サウ
云フコトガ出來ルノデアルト致シマスルナ
ラバ、矢張ノ國民健康保險組合ノ財源トシ

テハ、サウシタ種類ノモノヲ考ヘルコトガ最
モ妥當デアルト思フノデアリマス、從來ノ
當デハナカト私ハ思フノデアリマス、サ
ウ云フ意味カラ私ハ相續稅ト云フモノノ一
部ヲ割イテ、斯クノ如キモノノ費用ニ向ケ
ルト云フコトガ最モ適當ダト思フノデアリ
マス、私ハサウ云フ稅ノ收入ヲ或特殊ノ目
的ニ使フト云フコトガ妥當デナイ、サウ云
フヤリ方ハ財政當局トシテハ出來ナイト云
フコトハ承知致シテ居リマスガ、稀ニハサ
ウ云フ例モアルト云フコトヲ伺ッテ居ルノ
デアリマスガ、若シ出來ルト致シマスナラ
シテ課稅セラレルモノデアリマスルガ、一
面ニ於テハ社會政策的ナ目的ヲ持ツテ居ル
モノダト思ヒマス、即チ高イ所ノ土ヲ削ッテ
低イ所ヲ埋メルト云フ意味ニ於テ相續稅ト
云フモノハ課セラレルノダト思フノデアリ
マス、從ツテ相續稅ノヤウナ性質ヲ持ツタモ
ノヲ、此ノ庶民階級ノ幸福ノ爲ニ振向ケル
ト云フコトハ、私ハドチラカラ見テモ意義
ガ有ルト云フ風ニ私ハ考ヘルノデアリマ
ス、モウツ政府ノ收入ノ中ニ馬券カラ來
ル收入ガアリマス、此ノ馬券ノ賣上ニ關シ
テ入ツテ參リマスル收入ノ大部分ハ馬匹ノ改
良ニ使ハレルト云フコトハ勿論當然デアリ
マスガ、其ノ中ノ一部ヲ割イテ、内務省ガ
社會事業ニ毎年其ノ中カラ使ツテ居ルノデ
アリマス、斯ウ云フ種類ノモノガアリ、サウ
云フコトガ出來ルノデアルト致シマスルナ
ラバ、矢張ノ國民健康保險組合ノ財源トシ

テハ、サウシタ種類ノモノヲ考ヘルコトガ最
モ妥當デアルト思フノデアリマス、從來ノ
當デハナカト私ハ思フノデアリマス、サ
ウ云フ意味カラ私ハ相續稅ト云フモノノ一
部ヲ割イテ、斯クノ如キモノノ費用ニ向ケ
ルト云フコトガ最モ適當ダト思フノデアリ
マス、私ハサウ云フ稅ノ收入ヲ或特殊ノ目
的ニ使フト云フコトガ妥當デナイ、サウ云
フヤリ方ハ財政當局トシテハ出來ナイト云
フコトハ承知致シテ居リマスガ、稀ニハサ
ウ云フ例モアルト云フコトヲ伺ッテ居ルノ
デアリマスガ、若シ出來ルト致シマスナラ
シテ課稅セラレルモノデアリマスルガ、一
面ニ於テハ社會政策的ナ目的ヲ持ツテ居ル
モノダト思ヒマス、即チ高イ所ノ土ヲ削ッテ
低イ所ヲ埋メルト云フ意味ニ於テ相續稅ト
云フモノハ課セラレルノダト思フノデアリ
マス、從ツテ相續稅ノヤウナ性質ヲ持ツタモ
ノヲ、此ノ庶民階級ノ幸福ノ爲ニ振向ケル
ト云フコトハ、私ハドチラカラ見テモ意義
ガ有ルト云フ風ニ私ハ考ヘルノデアリマ
ス、モウツ政府ノ收入ノ中ニ馬券カラ來
ル收入ガアリマス、此ノ馬券ノ賣上ニ關シ
テ入ツテ參リマスル收入ノ大部分ハ馬匹ノ改
良ニ使ハレルト云フコトハ勿論當然デアリ
マスガ、其ノ中ノ一部ヲ割イテ、内務省ガ
社會事業ニ毎年其ノ中カラ使ツテ居ルノデ
アリマス、斯ウ云フ種類ノモノガアリ、サウ
云フコトガ出來ルノデアルト致シマスルナ
ラバ、矢張ノ國民健康保險組合ノ財源トシ

案ニ御同意ニナルト云フノデアルナラバ、ニ於テ貧民ノ數ト云フモノハ其ノ都市ノ人政府モ最初ヨリ所謂醫療組合ニ限ルト、代行ト云フコトハ即チ醫療組合ニ代行セシムルノダト云フ風ニ初メカラ御考ニナッテ居ラシタモノノ如ク想像ガサレルノデアリマス、内務大臣ノ先程ノ御答辯及衆議院ニケル御答辯ヲ拜聽致シマシテモ、稍サウ云フ風ニ受取レルノデアリマスガ、ソレナラバ何故ニ最初ニ、營利ヲ目的トセザル公益法人ナント云フ、社團法人ナント云フヤウナ言葉ヲ御使ヒニナラナカツタノデアリマス、所謂醫療組合ニ代行セシムルト云フ風ナ文字ヲ御使ヒニナラナカツタノデアリマスカ、其ノ點私ハ了解シ難イノデアリマス、又健康保險組合ノ中ニハ普通ノト特別ノトアリマス、特別ト云フノハ主トシテ都會ノ商工業者ト云フ方面ニ於テ組織サレルモノデアル、先程内務大臣ノ御答辯ノ中ニモ、中小ノ商工業者ト云フヤウナ御言葉ガアリマシタ、從ツテ是ハ農村ノミノモノデハナイト思フノデアリマス、都市ノ商工業者ノ間ニ此ノ健康保險組合ヲ普及サセヨウトスルナラバ、現在發達ノ途上ニアリマス所ノ工業組合竝ニ商業組合ト云フヤウナモノニ、其ノ事務的方面ヲ代行セシムルコトハ極メテ妥當デナケレバナラナイト私ハ思フノデアリマス、更ニ東京アタリノ細民窟、所謂貧民窟ト稱セラレル所ニ居リマスル人々、只今ドノ位アルカ分リマセヌガ、大體

口ノ約一割ト言ハレテ居リマス、從ツテ東京ノ貧民窟ニ居リマスル人ハ、三四十萬人ノラバ何故ニ最初ニ、營利ヲ目的トセザル御考ナント云フ、ソレナラバ何故ニ最初ニ、營利ヲ目的トセザル御考ナント云フモノヲドウ云フ風ニ當嵌メテ行カレルノデアリマスカ、サウ云フ人達ハ問題ニシナイト云フスカ、シマシテ健康保險組合ト云フモノヲシテ御伺シタインデアリマス、モウ一つ御考ナンデアリマスカ、其ノ點モ之ニ關係シテ御伺シタインデアリマス、モウ一つ、衆議院ノ附則ニ三月三十一日迄ノ、所謂醫療組合ニ限ツテ代行セシメルト云フコトニナリマシテ、是モ政府ガ御同意ニナッタソデアリマス、三月三十一日ト云フ日ハ何處カラ出テ來タノデアリマスカ、政府ニ御伺スルコトハ甚ダ變ノヤウデハアリマスケレドモ、政府ガ御同意ニナッタ所ヲ見レバ、同ニナリマス、三月三十一日ト云フ日ハ何處カラ出テ來タノデアリマスカ、其ノ條件ヲ具備シテ居ルモノナラバ、代行セテ良イト云フコトダト思フノデアリマス、然ルニサウ云フ條件ヲ假令備ヘテ居ルモノデアツテモ、是カラ出來ルモノハイケンデアリマス、本法施行ノ日迄トカ、何カソコニ法律ナツテ御同意ニナッタモノダト思フノデス、從來ノ例カラ申シマスルト云フト、例ヘバ、本法施行ノ日迄トカ、何カソコニ法律ナツテ御同意ニナッタモノダト思フノデス、ドウモ是ガ會計年度ト關係ノアルモノトハ私ハ考ヘナイノデアリマシテ、三月三十一日ト云フ日ハ何處ニ原因シテ斯ウ云フ日ガ出テ來タノデアリマスカ、其ノ點私甚ダ疑念ナキヲ得ナイノデアリマス、又ドンナニ良ス、然ルニ三月三十一日ト云フ特別ニ期限ト限ルト云フコトハ、私甚ダ當ラ得ナイト思フノデアリマス、ソコデ是ハ推測デハアリマスガ、サウ云フ條件ヲ一方ニ附ケテレドモ將來ノモノハ許サナイ、斯ウ云フ風

ニ附則ニ依ツテ定メラレルノデアリマスガ、ニ於テ貧民ノ數ト云フコトカラ推測致シマスルト代行ト云フコトハ、後ニ申シマスルヤウニ、内務大臣ニ對シマシテ衆議院ノ特別委員長カラ色々念ラ押サレマシタ、其ノ中ニ、スカ、サウ云フ人達ハ問題ニシナイト云フドウ云フ風ニ當嵌メテ行カレルノデアリマスカ、サウ云フ人達ハ問題ニシナイト云フスカ、サウ云フ人達ハ問題ニシナイト云フ御考ナンデアリマスカ、其ノ點モ之ニ關係シテ御伺シタインデアリマス、モウ一つ、衆議院ノ附則ニ三月三十一日迄ノ、所謂醫療組合ニ限ツテ代行セシメルト云フコトニナリマシテ、是モ政府ガ御同意ニナッタソデアリマス、三月三十一日ト云フ日ハ何處カラ出テ來タノデアリマスカ、政府ニ御伺スルコトハ甚ダ變ノヤウデハアリマスケレドモ、政府ガ御同意ニナッタ所ヲ見レバ、同ニナリマス、三月三十一日ト云フ日ハ何處カラ出テ來タノデアリマスカ、其ノ條件ヲ具備シテ居ルモノナラバ、代行セテ良イト云フコトダト思フノデアリマス、然ルニサウ云フ條件ヲ假令備ヘテ居ルモノデアツテモ、是カラ出來ルモノハイケンデアリマス、本法施行ノ日迄トカ、何カソコニ法律ナツテ御同意ニナッタモノダト思フノデス、ドウモ是ガ會計年度ト關係ノアルモノトハ私ハ考ヘナイノデアリマシテ、三月三十一日ト云フ日ハ何處ニ原因シテ斯ウ云フ日ガ出テ來タノデアリマスカ、其ノ點私甚ダ疑念ナキヲ得ナイノデアリマス、又ドンナニ良ス、然ルニ三月三十一日ト云フ特別ニ期限ト限ルト云フコトハ、私甚ダ當ラ得ナイト思フノデアリマス、ソコデ是ハ推測デハアリマスガ、サウ云フ條件ヲ一方ニ附ケテレドモ將來ノモノハ許サナイ、斯ウ云フ風

ニ附則ニ依ツテ定メラレルノデアリマスガ、ニ於テ貧民ノ數ト云フコトカラ推測致シマスルト代行ト云フコトハ、後ニ申シマスルヤウニ、内務大臣ニ對シマシテ衆議院ノ特別委員長カラ色々念ラ押サレマシタ、其ノ中ニ、スカ、サウ云フ人達ハ問題ニシナイト云フドウ云フ風ニ當嵌メテ行カレルノデアリマスカ、サウ云フ人達ハ問題ニシナイト云フスカ、サウ云フ人達ハ問題ニシナイト云フ御考ナンデアリマスカ、其ノ點モ之ニ關係シテ御伺シタインデアリマス、モウ一つ、衆議院ノ附則ニ三月三十一日迄ノ、所謂醫療組合ニ限ツテ代行セシメルト云フコトニナリマシテ、是モ政府ガ御同意ニナッタソデアリマス、三月三十一日ト云フ日ハ何處カラ出テ來タノデアリマスカ、政府ニ御伺スルコトハ甚ダ變ノヤウデハアリマスケレドモ、政府ガ御同意ニナッタ所ヲ見レバ、同ニナリマス、三月三十一日ト云フ日ハ何處カラ出テ來タノデアリマスカ、其ノ條件ヲ具備シテ居ルモノナラバ、代行セテ良イト云フコトダト思フノデアリマス、然ルニサウ云フ條件ヲ假令備ヘテ居ルモノデアツテモ、是カラ出來ルモノハイケンデアリマス、本法施行ノ日迄トカ、何カソコニ法律ナツテ御同意ニナッタモノダト思フノデス、ドウモ是ガ會計年度ト關係ノアルモノトハ私ハ考ヘナイノデアリマシテ、三月三十一日ト云フ日ハ何處ニ原因シテ斯ウ云フ日ガ出テ來タノデアリマスカ、其ノ點私甚ダ疑念ナキヲ得ナイノデアリマス、又ドンナニ良ス、然ルニ三月三十一日ト云フ特別ニ期限ト限ルト云フコトハ、私甚ダ當ラ得ナイト思フノデアリマス、ソコデ是ハ推測デハアリマスガ、サウ云フ條件ヲ一方ニ附ケテレドモ將來ニ於テモ考ヘラレル事柄ナンデアリマスガ、サウ云フ條件ヲ一方ニ附ケテレドモ將來ノモノハ許サナイ、斯ウ云フ風

ス、若シサウ云フコトニナックト致シマス
ルナラバ、此ノ醫療組合ガ將來出來ルコト
ヲ阻止シタイ爲ニナサレタ此ノ法律ノ改正
ト云フモノハ、恐ラク目的ヲ達シナイコト
ニナルノデハナイカ、若シ其ノ醫療組合ノ
設立ヲ將來ニ向ッテ阻止シヨウト云フ其ノ
意圖ニ對シテ、政府ガ同ジヤウナ御考ヲ
持ツテ居ラッシャルトスルナラバ、ソレハ恐
ラク地方長官ニ於テ新シイ醫療組合ノ設立
ニ對シテ認可ヲ與ヘナイト云フ方針ヲ執ラ
レルヨリ外ニ方法ハナイト思ヒマス、ソコ
デ私ハ伺ヒタイノハ、内務省ハ將來地方長官
ヲシテ新ラシイ醫療組合ハ認可ヲシナイ方
針ヲ執ルト云フヤウナ御考ヲ持ツテ御イデ
ニナルノカドウカ、其ノ點ヲ私ハ承リタイ
ノデアリマス、先程チヨット申上ゲマシタ
ガ、代行ヲ許スト云フコトニ付テ、特別委
員長ト内務大臣ノ間ニ交サレタ應答ノ中
ニ、全町村民ノ加入シテ居ルモノ、詰リ醫
療組合トシテ代行ヲ許ス所ノモノハ、全町
村民ヲ加入セシメテ居ルモノ、又醫療設備
ノ完全ナモノ、第三ニ創立以來、醫療成績
ノ良好ナルモノ、第四ニ過去ノ成績ニ微
シ、收支相償ヒ、財政ノ基礎鞏固ナルモ
ノ、斯ウ云フ非常ニムヅカシイ條件ガ四ツ
掲ゲテアルノデアリマス、之ニ對シテ内務
大臣ハ、第一ノモノニ付テハ、チヨット御
答デハ例外ヲ置カレタヤウデアリマスガ、
後ノ三ツニ付テハ御同意ニナッテ居ルノデ

アリマス、此處デ私ノ伺ヒタイノハ、醫療
組合ニ對シテハスクノ如キ非常ニ嚴重ナ條
件ガ附ケラレテ居ルト致シマスナラバ、將
來健康保險組合ガ開業醫ト契約ヲサレ、開
業醫ニ醫療事業ヲ委ネラマス場合ニモ、
依賴ニナルノデアリマスカ、開業醫デアル
ナラバ、設備ハ不完全デアラウト、其ノ成
績ハ如何ニ惡カラウト、サウ云フコトハ一
切問題ニハナラヌ、醫療組合ノ場合ダケ
ガ、斯ウ云フ條件ヲ持ツテ居ナケレバナラ
シト、斯ウ云フ風ニ言ハレルノハ甚ダラカ
シト思フノデアリマス、殊ニ第一ノ全町
村民ガ加入シテ居ナケレバナラヌト云フコ
トヲ條件ニ加ヘラレテ居リマスガ、私ノ承
知シテ居ル所デハ、健康保險組合ハ強制
加入ノ點モゴザイマスケレドモ、大體
ハ加入自由主義ヲ執ツテ居ラル、ヤウデ
アリマス、然ルニモ拘ラズ此ノ醫療組
合ダケハ全町村民ガ加入シテ居ルト云フ
コトヲ條件ニシテ居ラッシャルコトハ、甚
ダ無理ガアルト思フノデアリマス、即チ
合ツ獎勵シテ、之ニ強制加入ヲサセテ置イ
テ、サウシテ醫者ハ賴シデモ來テ吳レナイ
ト云フヤウナ場合ガ若シアツタ致シマシ
タナラバ、ソレハ醫師ニ對シテ或制裁ナリ、
何等カノ方法ガ考ヘラレルノデアリマセウ
カ、其ノ點ヲ伺ヒタイノデアリマス、ナゼ
ニ作ツテ居ラル、ヤウナ感ジガ私ニハスル
ノデアリマス、サウ云フムヅカシイ代行條
件ヲ附ケ、更ニ期限ヲ限ラレタト云フコト
ハ、私ハ甚ダ遺憾ニ思フノデアリマスガ、國
體契約ノ問題ハ、先程内務大臣ノ御答ニ

依ツテ承知ヲ致シマシタ、併シ團體契約ト云
フコトガ、此ノ健康保險組合ニ取ッテドウ云
フ關係ニ在ルカト云フコトハ、過去ニ於ケ
ル所ノ健康保險組合ニ於ケル團體契約ノ實
情ニ照シテ見テ、最早茲ニ考慮ヲサレル餘
地ハナイモノト私ハ考ヘルノデアリマス、
最後ニ、是ハ委員會デ御尋スペキコトデ、サ
シタ場合ニ、若シ斯ウ云フヤウナ場合ガアッ
タラバ、ドウ云フ風ニ御取扱ニナルンデス
カ、ソレヲ伺ヒタイノデスガ、醫師ガ何等
シタ理由ナクシテ、正當ナル所ノ理由ナ
クシテ、患者ノ請求ニ應ジナカッタ場合
往診ヲ拒絶スルト云フヤウナ場合ガアリマ
シタ時ニハ、是ハドウ云フ風ニ御取扱ニナ
ルノデアリマスカ、一方ニ於テ健康保險組
合ヲ獎勵シテ、之ニ強制加入ヲサセテ置イ
テ、サウシテ醫者ハ賴シデモ來テ吳レナイ
ト云フヤウナ場合ガ若シアツタ致シマシ
タナラバ、ソレハ醫師ニ對シテ或制裁ナリ、
何等カノ方法ガ考ヘラレルノデアリマセウ
カ、其ノ點ヲ伺ヒタイノデアリマス、ナゼ
ニ作ツテ居ラル、ヤウナ感ジガ私ニハスル
ノデアリマス、サウ云フムヅカシイ代行條
件ヲ附ケ、更ニ期限ヲ限ラレタト云フコト
ハ、私ハ甚ダ遺憾ニ思フノデアリマスガ、國
體契約ノ問題ハ、先程内務大臣ノ御答ニ

有ラユル場合ニ於キマシテ差別待遇ヲ受ケ
テ非常ニ惱ミ苦シニ居ルト云フ事實ハ恐ラ
ク皆サンノ御承知ノコトデアルト思フノデ
アリマス、私ノ聞及ビマシタ所ヲ申上ゲマ
スレバ、部落デハ病氣ニナリマシタ時ニ、
醫者ノ往診ヲ依賴致シマシテモ、部落ニ往
來テ下サラナイ御醫者サンガ隨分多イノデ
アリマス、私自身ノコトヲ申上ゲテ甚ダ恐
勿論來テ下サル方モアリマスガ、部落ヘハ
縮デアリマスガ、先年私ハ郷里ヘ歸リマシ
テ、郷里ノ直グ傍ニ部落ガアリマス、其處
ヘ講演ガゴザイマシテ、講演ニ參リマシタ
節ニ、私ハ腦貧血ヲ起シテ倒レタノデアリ
マス、早速附近ノ醫師ノ所ニ駆付ケマシテ
往診ヲ依賴致シマシタ所ガ、三人トモ醫師
ガ來テ吳レナインデアリマス、已ムヲ得ズ
私ノ姓名ヲ申シマシテ、サウシテ是レノ
デ倒レタカラ來テ欲シイト申シマシタラ
バ、初メテ一人ノ醫師ガ來テ吳レタヤウナ
ノデアリマシテ、其ノ部落ノ人ノ話ヲ聽キマ
スト、何時デモサウデアル、決シテ部落カ
ラ迎ヘニ行ツタノデハ醫師ハ來テ吳レナイ
ノダト云フコトヲ申シテ居ツタノデアリマ
ス、健康保險組合ガ出來テ、總テノ人ガ醫
療ニ惠マレルト云フコトハ、組織ノ上カラ
言ヘバ、制度ノ上カラ言ヘバ出來ルコトデ
アリマセウケレドモ、實際問題ハサウ簡單
ニハ行カナイノデアリマシテ、ソコニ色々

ナ支障ト云フモノガアルト云フコトヲ社會

局ニ於テハ勿論御承知デアラウト思フノデ

スガ、サウ云フヤウナ事柄ニ對シテハ如何

ニ御處置ニナリ、御考ニナッテ居ラッシャル

カト云フコトヲ承リタインデアリマス、是

ハ質問デハゴザイマセヌガ、先程金杉サン

ノ御質疑ノ中ニ、私ハ金杉サンノ御質疑ニ

對シテ兎ヤ角申上ゲルノデハアリマセヌガ、

私ノ立場トシテドウシテモ申上ゲテ置カナ

ケレバナラナイコトガ一ツアルノデアリマ

ス、ソレハ產業組合ガ醫療組合ヲ拵ヘテ、

醫療ノ事業ニ從フト云フコトハ脱線ダ、間

違ツテ居ルノダ、米ヤ麥ヤ牛ヲ飼ッタリ、サ

ウ云フコトヲスルモノガ產業組合ヲ作ルノ

ハ宜イガ、醫療事業ヲヤッテ組合ヲ作ル

ト云フコトハ怪シカラスト云ッタ風ナ御

話ガゴザイマシタガ、是ハ申上ゲル迄モ

ナク、決シテ組合ノ幹部トカ何トカ云フ

ヤウナ、醫師デモ何デモナイ者ガ醫療事

業ヲヤッテ居ルノデハ勿論ナイノデアリ

マシテ、其處ニ立派ナ博士ナリ、學士ナ

リ、其ノ他ノ醫師ヲ高給ヲ拂ッテ雇ッテ居リ

マスルシ、設備ノ他ニ於キマシテモ相當

完全ナ設備ヲシテ居ルノデアリマス、

ヲ決シ致シテ居ル譯デハナイノデアリマス、

金杉君ハ組合病院ヲ御覽ニナッタコトハ御アリニナラヌグラウト私ハ思フノデアリマ

スガ、若シ御暇ガアリマシタバ、東京ノ

中野ノ驛ノ直グ傍ニ組合病院ガゴザイマス、

此ノ組合病院ノ設備等ハ、恐ラクハ私立病

院ノ惡イノニ比ベレバ遙カニ優レタ設備ヲ

持チ、立派ナ醫師ヲ持ッテ居ルト思フノデア

或ハ今回ノ代行ト云フヤウナコトニ付テ必

ズシモ反対ヲシテ居ラレナイ、現ニ衆議院

ノ社會大眾黨ノ三宅正一君ガヤッテ居リマ

スル新潟縣ノ中越醫療組合病院ノ設立ノ時

ニモ、其ノ地方ノ醫師ノ方々ガ非常ニ反對

ヲサレマシテ、東京帝國大學ノ醫學部ニ對

シテ醫師ヲ派遣シナイ、要求ガアッテモ醫師

ヲ送ラナイヤウニト云フコトヲ運動サレマ

シタトキニ、東京帝國大學ノ醫學部ニ於テ

ハ其ノ要求ヲ排除サレテ、進ンデ組合病院

ヲ援助サレタト云フ事實ガアルノデアリマ

ス、其ノ他各地ニアリマスル組合病院ニハ

ハ其ノ要求ヲ排除サレテ、進ンデ組合病院

ヲ援助サレタト云フ事實ガアルノデアリマ

ス、其ノ他各地ニアリマスル組合病院ニハ

ハ其ノ要求ヲ排除サレテ、進ンデ組合病院

ヲ援助サレタト云フ事實ガアルノデアリマ

ス、其ノ他各地ニアリマスル組合病院ニハ

ハ其ノ要求ヲ排除サレテ、進ンデ組合病院

ヲ援助サレタト云フ事實ガアルノデアリマ

ス、其ノ他各地ニアリマスル組合病院ニハ

〔國務大臣河原田稼吉君演壇ニ登ル〕

○國務大臣（河原田稼吉君） 只今有馬伯爵

カラ本法案ニ付キマシテ御同情アル段々ノ

御言葉ヲ戴キマシテ、誠ニ感佩ニ堪ヘマセヌ、

御尋ノ次第ヲ逐次私ノ解釋ニ基キマシテ御

答ヲ申上ゲタイト思ヒマス、第一ハ將來如

何ナル方法ニ依ッテ此ノ健康保險組合ト云フ

モノヲ普及セシムルカ、斯ウ云フ御尋ノヤウ

ニ諒承ヲ致シマシタ、只今仰セニナリマシタ

ダ甚ダ少イノデアリマス、豫算ニ現レマシ

タヤウニ、初メノ年度ニ於キマシテ一人當

リ年一圓、三年以後ハ七十錢、五年以後ハ

五十錢ノ國カラ補助ヲスルト云フ計畫デア

リマス、デ將來財源ノ餘裕ノ付キマス限り

ハ、出來ルダケ速カニ、且出來ルダケ廣範

園ニ此ノ制度ヲ普及致シタイト思フノデア

リマス、デ固ヨリ地方ニ於ケル醫療ノ惠澤

ヲ廣カラシメテ、一方ニ於キマシテ國民生

活ノ安定ノ一助ヲ爲サシムルト共ニ、又一

面ニ於キマシテ國民體位ノ向上ヲ圖ルト云

フ趣旨カラ、此ノ組合普及ノ外ニ、尙豫算

面ニ現レテ居リマスヤウナ、無醫村ニ對シ

テ段々ニ醫者ヲ普及セシメテ行キタイ、斯

ウ云フ計畫ガアルノデアリマス、ソレカラ

尙別個ノ法案トシテ提出ヲ致シテ居リマス

ル保健所法案ニ依リマシテ、人口約二十萬

乃至十二三萬ノ範圍内ニ於テ健康相談所ヲ

置イテ、サウシテ營養其ノ他ノ研究、普及

ト云フコトニ當ラシメ、是等ト相俟テ國民體位ノ向上ヲ來サシメタイ、斯ウ云フ積リ

デアリマス、デ本制度ニ於キマシテモ出來ルダケ早ク、出來ルダケ廣ク普及セシメタ

イノデアリマスガ、只今申上ゲマシタヤウナ、一方ニ於キマシテヘ財源ト云フコトモ考慮シナケレバナラス、必ズシモ當局ノ考

ヘルヤウニ、直チニ極メテ短イ年度ノ間ニ

普及スルカドウカト云フコトヘ、茲ニ確言

ハ致シ兼ネマスルガ、私共ト致シマシテヘ

出來ルダケ早ク此ノ普及ト云フコトニ努力

致シタインデアリマス、ソレカラ第二ニ尙

是ト關聯致シマシテ「サラリーマン」ノ保險

問題ニ付テ計畫ガアルサウデアル、是ハド

ウカト、斯ウ云フ御尋ノヤウニ伺ヒマシタ

ガ、是ハマダ確定ノモノハゴザイマセヌケ

レドモ、矢張リ社會保險ノ三單位トシテ勞

働者ニ對スル保險、船員ニ對スル保險並ニ

此ノ給料生活者ノ保險ノ問題ニ付キマシテ、

相茲ンデ、成ルベク近イ機會ニ解決致シタ

イ、斯ウ云フ風ニ思フノデアリマス、第二

ニ短期間ニ普及ガ出來ナイト云フ理由ハ財

源ニ基クモノデアラウ、且又今回ノ補助財

源ニ郵便貯金ノ利下ノ金ヲ以テ充テル、サ

ウ云フ御尋ノコトハ必ズシモ適當デナシ、

考ト考ヘマスルガ、併シ此ノ社會政策ニ

關スル施設ヘ必ズシモ財源ト云フ問題

ニ限ラズ、一般財源、何ノ財源ト、云フコ
トニ依ラズシテ、所謂庶民階級ノ
福利ヲ圖ル爲ニハ一般財源ノ建前ニ於テ之
ヲ考慮シテ、成ルベクサウ云フ風ニ向ケテ
行クト云フコトガ適當デアリ、必要デアル
ト思フノデアリマス、デ必ズシモドノ財源
ト云フ風ニ限ラヌデモ宜ノゾハナイカ、
斯ウ云フ風ニ考ヘテ居ル次第デアリマス、
次ニ第三ニ第九條ノ問題デアリマスガ、先
づ第一ノコトハ此ノ原案ノ第九條ト云フモ
ノニ付テ營利ヲ目的トセザル社團法人トア
ルガ、是ハ醫療組合ト云フコトヲ明カニシ
テ居ラヌ、從ヒマシテ甚ダ不明瞭デハナイ
カ、此ノ範圍ニ屬スルモノハ所謂産業組合
モアリ、工業組合モアリ、其他ノ色々ノ公
益團體ト云フモノガアルノダガ、ソレヲ見
込マナインデアラウ、大體ニ於テ醫療組合
ト云フモノヲ眼中ニ入レテ斯ウ云フ規定ヲ
拵ヘテアルノダラウト云フ、斯ウ云フ風ノ
御解釋デアリマシタガ、其ノ通リデアリマ
ス、廣ク此處ニハ營利ヲ目的トセザル社團
法人ト云フ言葉ヲ用ヒテアリマスガ、是ハ
法律ノ用語トシテ適當ナル言葉ト思ツク次
第デアリマシテ、別ニ他意アル譯デハナク、
俗ニ謂フ醫療組合ト云フモノヲ目標ニシタ
次第デアリマス、工業組合或ハ商業組合、
若シクハ廣イ意味ノ産業組合ト云フモノガ
アル、一般ノ公益法人ト云フモノヲ意味シ
テ居ル次第デハナインデアリマス、更ニ此

ノ國民健康保險ノ事業ヲ廣ク產業組合ヲシ
テ行ハシムルコトガ適當デハナイカ、斯ウ
シタノデアリマス、是ハ一面ニ於テ御尤ナ
テ先程私方申上ゲタヤウニ、國民健康保險
ノ問題ハ、矢張リ國民健康保險組合ト云フ
一ツニ結轄サレタ團體ノ下ニ、ソレノミヲ
主眼トシテ行フ團體ニ於テ行ハシムルコト
ガ適當デアラウ、產業組合ハ私ガ申ス迄モ
ナク所謂經濟上ノ幸福ヲ…組合員ノ經濟
上ノ幸福ヲ増進スルコトヲ目的トシテ設立
セラレルモノニアリマシテ、餘リニ廣ク色
色ノ事業ヲ附シマスクトハ、是ハ固ヨリ其
ノ組合ノ自由デアリマスガ、法文ニ於テサ
ウ云フコトヲ獎勵スルコトハ如何カト、斯
ウ云フ風ニ思フノデアリマス、固ヨリ本法
ガ施行セラレマシテモ、產業組合ニ於テ醫
療事業ヲサレルコトハ何等禁止ノ規定ハナ
イノデアリマス、デ御承知ノ通リ是ハ大局
ノ觀察ト致シマシテ、先程金杉博士カラ御
述ニナリマシタヤウニ、此ノ問題ニ付キマ
シテハ種々ナル摩擦ヲ考ヘナケレバナラヌ、
或場合ニハ或程度ノ摩擦、或程度ノ利害ノ
善ヲ行ヒマスニハ…サリナガラ其ノ摩擦
ト云フモノヲ成ルベク少ナカラシメテ行キ、

成ルベク世ノ中ヲ圓滑ニ、協調的ニ行カシ
シタル云フコトガ非常ニ必要デハナイカト
思ヒマス、サウ云フ觀點ニ於テ種々ナル改
善ヲ圖ツテ行クト云フコトガ矢張リ此ノ政
治ナリ、行政ナリノ根本デアリ基礎デハナ
イカ、成程理想論カラ申シマスレバ多少不
満ノコトガアリマシテモ、矢張リ實際ノ施
設トシテハ色々ノ摩擦ヲ防グガ爲ニ、若干
ノ點ヲ忍バナケレバナラヌ、斯ウ云フコト
モ私ハ考ヘネバナラナイノデハナイカト思
ヒマス、而シテ産業組合トシテハ尙更ニ組
合員ノ經濟上ノ福利ヲ増進スルコトニ重大
ノ點ヲ忍バナケレバナラヌカ、所謂一
般國民ノ醫療ト云フ問題ハ、別個ノ組合ニ
之ヲ爲サシメテ、且又別個ノ組合ノ方針ト
シテ爲サシムルコトガ私ハ適當デハナイカ、
斯ウ云フ風ニ思フノデアリマス、是ハ申ス
迄モナク近時産業組合ノ活動が頗ル活潑デ
アリマシテ、是ハ誠ニ結構ナコトト思ヒマ
スルガ、之ガ爲ニ諸方ニ色々ナ摩擦ヲ生ジ
テ居ル、是ハ私ハ兎ヤ角言フ譯デハアリマ
シテハ種々ナル摩擦ヲ考ヘナケレバナラヌ、
或場合ニハ或程度ノ摩擦、或程度ノ利害ノ
善ヲ行ヒマスニハ…サリナガラ其ノ摩擦
ト云フモノヲ成ルベク少ナカラシメテ行キ、

ノ增進ト云フコトハ、所謂國民健康保險組
合ト云フモノヲ根本骨子トシテ致ス次第デ
アリマシテ、唯現在ニ於テ行ハレテ居ル醫
療組合ニシテ、相當成績ガ舉ッテ居リ、且此
ノ仕事ヲ爲サシメテ差支ナイモノハ或程度
マデ此ノ代行ヲ認メルト云フコトモ別ニ差
支ハナイデアラウ、斯ウ云フ所カラ挿入セ
ラレマシタヤウナ次第デアリマシテ、第九
條ト云フモノハ本法ノ骨子デハナイノデア
リマス、デ先程有馬伯爵カラ御述ニナリマ
シタヤウニ、產業組合ヲシテ爲サシムル場
合ニ於テハ、或ハ掛金ノ取立、或ハ支拂等
ニ於テ若干ノ便利ハアルコトハアリマセウ、
サリナガラ大局ノ問題トシテ、私ハ右申述
ベタヤウニ、成ルベク摩擦ヲ少クシテ、而
モ社會ノ改善、一般民眾ノ福利ヲ圖リタク、
斯ウ云フ所ニ出デテ居ルノデアリマス、且
又假令此ノ國民健康…且又、私ガ一言申
シタイコトハ、此ノ國民健康保險組合ニ於キ
マシテハ、大體ニ於テ町村ト云フ一ツノ自治
團體ヲ根據ト致シテ、所謂地方團體ノ相互
扶助、隣保相助ト云フコトヲ前提ニ致シテ
考ヘテ居ルノデアリマシテ、成ルベクナラ
バ町村ト云フ一團體ヲ一ツノ單位ト致シテ
イト思フノデアリマス、然ルニ產業組合ハ必
ズシモ一町村ニ限ラナイ、或ハ或町村ノ一
部ニ限ラレテ居ル場合モアリマスルシ、又
或ハ市町村ヲ併セテ居る場合、又或ハ或町
村ト或町村ノ半分、或町村ノ全部、或町村

ノ半分ノ人ヲ網羅シテ居ル、斯ウ云フ風ナコトモアリマス、斯ウ云フ風ニ其ノ内容方極メテ其ノ組合員ノ範圍其ノ他ニ於テ複雜デアリマスルカラ、矢張リ此ノ醫療組合ト致シマシテハ、若シ是等ノ組合ラシテ總代行ヲ認メマスル場合ニハ、其ノ經費ノ問題トカ種々ナル點ニ於テ複雜シタ關係ヲ生ジマスルノデアリマス、本法案ノ骨子ハ大體ニ於テ町村ヲ一つノ單位ト致シマシテ、市町村長ヲシテ大體ニ於テ其ノ組合ノ組合長トシテ扱ハシメル、斯ウ云フ趣旨デアリマスルノデ、成ルベク其ノ一つノ町村内ノ住民ト云フモノガ一團トナルト云フコトガ適當デアラウト考ヘマス、然ルニ只今申上マジックテヤウニ、産業組合ハ其ノ組合員ガ種々デアリマスルカラ、總テノ産業組合ヲシテ是等ノ仕事ヲ爲サシメ代行セシメルト云フコトハ、却テ事務ノ煩雜ヲ來シハセヌカ、斯ウ云フ風ニ思フノデアリマス、從ヒマシテ將來此ノ醫療組合ニシテ代行ヲ認メラル、モノノ條件ト致シマシテ、一町村ノ町村民全部ヲ網羅シテ居ルト云フモノナルコトヲ條件ト致シマシテヤウナ次第デアリマス、尙此ノ組合ガ出來マシテモ、必ズシモ先程私ガ申上ゲマジックテヤウニ、或ハ物納ヲ認メルトカ、或ハ其ノ他ノ便法ヘ、ソレソレ組合規約ヲ以テ規定シ得ルト考ヘマス、國民ノ健康保險組合等ノ組合以外ニ於

マシテモ、ソレ程煩雜ナ影響ヲ町村住民ニ與ヘルトハ考ヘナイノデアリマス、從ヒマシテ第九條ノ營利ヲ目的トセザル社團法人ト云フ意味ト、今回衆議院ニ於テ決議セラ代行ヲ認メマスル場合ニハ、其ノ經費ノ問題トカ種々ナル點ニ於テ複雜シタ關係ヲ生ジマスルノデアリマス、本法案ノ骨子ハ大體ニ於テ町村ヲ一つノ單位ト致シマシテ、市町村長ヲシテ大體ニ於テ其ノ組合ノ組合長トシテ扱ハシメル、斯ウ云フ趣旨デアリマスルノデ、成ルベク其ノ一つノ町村内ノ住民ト云フモノガ一團トナルト云フコトガ適當デアラウト考ヘマス、然ルニ只今申上マジックテヤウニ、産業組合ハ其ノ組合員ガ種々デアリマスルカラ、總テノ産業組合ヲシテ是等ノ仕事ヲ爲サシメ代行セシメルト云フコトハ、却テ事務ノ煩雜ヲ來シハセヌカ、斯ウ云フ風ニ思フノデアリマス、從ヒマシックテ将来此ノ醫療組合ニシテ代行ヲ認メラル、モノノ條件ト致シマシテ、一町村ノ町村民全部ヲ網羅シテ居ルト云フモノナルコトヲ條件ト致シマシテヤウナ次第デアリマス、尙此ノ組合ガ出來マシテモ、必ズシモ先程私ガ申上ゲマジックテヤウニ、或ハ物納ヲ認メルトカ、或ハ其ノ他ノ便法ヘ、ソレソレ組合規約ヲ以テ規定シ得ルト考ヘマス、國民ノ健康保險組合等ノ組合以外ニ於

マシテモ、ソレ程煩雜ナ影響ヲ町村住民ニ與ヘルトハ考ヘナイノデアリマス、從ヒマシテ第九條ノ營利ヲ目的トセザル社團法人ト云フ意味ト、今回衆議院ニ於テ決議セラ代行ヲ認メマスル場合ニハ、其ノ經費ノ問題トカ種々ナル點ニ於テ複雜シタ關係ヲ生ジマスルノデアリマス、本法案ノ骨子ハ大體ニ於テ町村ヲ一つノ單位ト致シマシテ、市町村長ヲシテ大體ニ於テ其ノ組合ノ組合長トシテ扱ハシメル、斯ウ云フ趣旨デアリマスルノデ、成ルベク其ノ一つノ町村内ノ住民ト云フモノガ一團トナルト云フコトガ適當デアラウト考ヘマス、然ルニ只今申上マジックテヤウニ、産業組合ハ其ノ組合員ガ種々デアリマスルカラ、總テノ産業組合ヲシテ是等ノ仕事ヲ爲サシメ代行セシメルト云フコトハ、却テ事務ノ煩雜ヲ來シハセヌカ、斯ウ云フ風ニ思フノデアリマス、從ヒマシックテ将来此ノ醫療組合ニシテ代行ヲ認メラル、モノノ條件ト致シマシテ、一町村ノ町村民全部ヲ網羅シテ居ルト云フモノナルコトヲ條件ト致シマシテヤウナ次第デアリマス、尙此ノ組合ガ出來マシテモ、必ズシモ先程私ガ申上ゲマジックテヤウニ、或ハ物納ヲ認メルトカ、或ハ其ノ他ノ便法ヘ、ソレソレ組合規約ヲ以テ規定シ得ルト考ヘマス、國民ノ健康保險組合等ノ組合以外ニ於

マシテモ、ソレ程煩雜ナ影響ヲ町村住民ニ與ヘルトハ考ヘナイノデアリマス、從ヒマシテ第九條ノ營利ヲ目的トセザル社團法人ト云フ意味ト、今回衆議院ニ於テ決議セラ代行ヲ認メマスル場合ニハ、其ノ經費ノ問題トカ種々ナル點ニ於テ複雜シタ關係ヲ生ジマスルノデアリマス、本法案ノ骨子ハ大體ニ於テ町村ヲ一つノ單位ト致シマシテ、市町村長ヲシテ大體ニ於テ其ノ組合ノ組合長トシテ扱ハシメル、斯ウ云フ趣旨デアリマスルノデ、成ルベク其ノ一つノ町村内ノ住民ト云フモノガ一團トナルト云フコトガ適當デアラウト考ヘマス、然ルニ只今申上マジックテヤウニ、産業組合ハ其ノ組合員ガ種々デアリマスルカラ、總テノ産業組合ヲシテ是等ノ仕事ヲ爲サシメ代行セシメルト云フコトハ、却テ事務ノ煩雜ヲ來シハセヌカ、斯ウ云フ風ニ思フノデアリマス、從ヒマシックテ将来此ノ醫療組合ニシテ代行ヲ認メラル、モノノ條件ト致シマシテ、一町村ノ町村民全部ヲ網羅シテ居ルト云フモノナルコトヲ條件ト致シマシテヤウナ次第デアリマス、尙此ノ組合ガ出來マシテモ、必ズシモ先程私ガ申上ゲマジックテヤウニ、或ハ物納ヲ認メルトカ、或ハ其ノ他ノ便法ヘ、ソレソレ組合規約ヲ以テ規定シ得ルト考ヘマス、國民ノ健康保險組合等ノ組合以外ニ於

管デアリマス、ソレカラ團體契約ノ問題ニ

付キマシテヘ、私ガ先程述ベマシタヤウナ

懇旨デ、是ニヘ贊成致シ兼ネタノデアリマ

ス、ソレカラ最後ニ醫師ガ正當ノ理由ナク

シテ往診ヲ拒ンダ場合ニ之ヲ如何ニスル

カ、斯ウ云フ御尋デゴザイマシタガ、是ハ

醫師法ノ第九條ニ於テ、醫師ハ正當ノ理由

ナクシテ往診ヲ拒ムコトガ出來ナイト、斯

ウ云フ規定ガアルノデアリマス、而シテ之ニ

ニ違反シタ場合ニハ五十圓以下ノ罰金ニ處

スルト云フ規定ガアルノデアリマス、苟モ

仁術タル醫者ガ、往診ヲ理由ナクシテ拒ム

ト云フコトハ甚ダ是ハ宜シクナイコトデア

リマスルカラ、斯ウ云フ場合ニハ嚴重ナル

取締ヲスルコトガ必要デアラウト考ヘマ

ス、尙若シ私ノ言葉ニシテ足リマセヌ所ガ

ゴザイマシタナラバ、又重ネテ御尋ニ依ッテ

御答ヲ致シマス

○伯爵有馬賴寧君 只今ノ御答辯ニ對シテ

納得致シ兼ネル點モゴザイマスケレドモ、

他ハ委員會ニ讓リマシテ、本議場ニ於ケル

質問ヘ是デ打切リマス

○副議長(伯爵松平賴寧君) 質疑ノ通告者

ハ全部是デ終リマシタ

○子爵池田政時君 只今議題トナリマシタ

國民健康保險法案ハ重要法案デアリマスカ

ラ、其ノ特別委員ノ數ヲ十五名トシ、其ノ

指名ヲ議長ニ一任スルノ動議ヲ提出致シマ

ス

○子爵植村家治君 賛成

昭和十二年三月二十五日

衆議院議長 富田幸次郎

貴族院議長公爵近衛文麿殿

議ニ御異議ハゴザイマセヌカ

「異議ナシ」ト呼フ者アリ

○副議長(伯爵松平賴寧君) 御異議ナイト

認メマス、特別委員ノ氏名ヲ朗讀致サセマス

〈角倉書記官朗讀〉

國民健康保險法案特別委員

侯爵細川 護立君 侯爵井上 三郎君

伯爵有馬 賴寧君 松浦鎮次郎君

子爵高倉 勝磨君 子爵野村 益三君

子爵伊東一郎丸君 男爵高木 嘉寛君

ト云フコトハ甚ダ是ハ宜シクナイコトデア

リマスルカラ、斯ウ云フ場合ニハ嚴重ナル

取締ヲスルコトガ必要デアラウト考ヘマ

ス、尙若シ私ノ言葉ニシテ足リマセヌ所ガ

ゴザイマシタナラバ、又重ネテ御尋ニ依ッテ

御答ヲ致シマス

○伯爵有馬賴寧君 只今ノ御答辯ニ對シテ

納得致シ兼ネル點モゴザイマスケレドモ、

他ハ委員會ニ讓リマシテ、本議場ニ於ケル

質問ヘ是デ打切リマス

○副議長(伯爵松平賴寧君) 質疑ノ通告者

ハ全部是デ終リマシタ

○子爵池田政時君 只今議題トナリマシタ

國民健康保險法案ハ重要法案デアリマスカ

ラ、其ノ特別委員ノ數ヲ十五名トシ、其ノ

指名ヲ議長ニ一任スルノ動議ヲ提出致シマ

ス

第四條 本法ニ依ル保健所ニ非ザレバ其

ノ名稱中ニ保健所タルコトヲ示スベキ

文字ヲ用フルコトヲ得ズ但シ内務大臣

ノ許可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラ

ズ

第五條 保健所ノ設備ノ使用又ハ保健所

ニ於テ行フ業務ニ付テハ命令ヲ以テ定

ムル爲地方ニ於テ保健上必要ナル指導

ヲ爲ス所トス

第二條 保健所ニ於テハ左ノ事項ニ付指

導ヲ行フ

一 衛生思想ノ涵養ニ關スル事項

二 荒養ノ改善及飲食物ノ衛生ニ關ス

ル事項

三 衣服、住宅其ノ他ノ環境ノ衛生ニ

關スル事項

四 妊產婦及乳幼兒ノ衛生ニ關スル事項

五 疾病ノ豫防ニ關スル事項

六 其ノ他健康ノ増進ニ關スル事項

第三條 保健所ハ命令ノ定ムル所ニ依リ

是等ノ二案ヲ括シテ議題トスルコトニ御

異議ハゴザイマセヌカ

右政府提出案本院ニ於テ可決セリ因テ議

院法第五十四條ニ依リ及送付候也

昭和十二年三月二十五日

附則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

結核豫防法中改正法律案

右政府提出案本院ニ於テ可決セリ因テ議

院法第五十四條ニ依リ及送付候也

昭和十二年三月二十五日

貴族院議長公爵近衛文麿殿

衆議院議長 富田幸次郎

内務大臣必要アリト認ムルトキハ第一

項ノ公共團體ニ對シ保健所ノ設置ヲ命

ムル所ニ依リ速ニ行政官廳ニ届出ツ

ベシ

結核豫防法中改正法律案

第一條 醫師結核患者ヲ診斷シ環境上病

毒傳播ノ虞アリト認ムルトキハ命令ノ

定ムル所ニ依リ速ニ行政官廳ニ届出ツ

ベシ

○副議長(伯爵松平賴尊君) 日程ハ全部終了致シマシタ、次會ノ議事日程ハ、決定次第稟報ヲ以テ御通知ヲ致シマス、本日ハ是ニテ散會致シマス

午後三時六分散會

